webでもチラシがご覧いただけます。「広島２人デモ」で検索してみてください。
http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/

被曝なき世界へ

企画：原田二三子、重広麻緒、網野沙羅、哲野イサク
調査・文責：哲野イサク　チラシ作成：網野沙羅　連絡先：sarah@inaco.co.jp

第 133 回 広島２人デモ

2015 年９月４日（金曜日）18:00 ～ 19:00
金曜日に歩いています　飛び入り歓迎です

There is no safe dose of radiation
「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

しつこいようですが、川内原発は規制基準適合性審査中。「再稼働」ではありません

今、違法（現行原子力規制法体系違反）な川内原発１号機再稼働が強行されようとしている

安保法制のドサクサまぎれに

本日のトピック

- 政官財学複合体制の構図が見えやすい原発問題
- おさらいとはなりますが、「3.11 後」の劇的変化をもう一度見ておきましょう
- 「３．１１後」の原発再稼働のプロセス―本来あるべき姿
- 九州電力川内原発再稼働問題に当てはめてみると…
- 原発３０km 圏自治体同意が「再稼働法的要件」の構図
- 再び、「30km 圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」
- 30km 圏自治体同意は法的要件ではない、とする電力業界、マスコミ、原発推進自治体の見方
- 30km 圏自治体同意とはどういう形をとるのか？
- マスコミを使って検査のための「原子炉起動」を「再稼働」とする荒技に出た原発推進勢力
- 違法な川内１号機の再稼働に踏み切るつもりの九州電力
- 第２の法的要件対策、早くも伊方原発地元に手を打つ
- いくら原子力防災会議が「避難計画の実効性」を確認・了承しようとも、原子力防災会議にはその法的権限も機能もない
- しつこいようですが、住民の生命、健康、身体、財産を守る第一義的責任は自治体にある
- 原発再稼働に関し、国民の正しい理解と議論の深まりを妨げる原子力規制委員会
- 【別紙１】衆議院　原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月６日　菅直人議員　質疑抜粋
- 【別紙２】2014 年 11 月７日 鹿児島県知事　伊藤祐一郎氏　記者会見発言　抜粋

政官財学複合体制の構図が見えやすい原発問題

戦後、GHQの支配から脱して以来、日本は一貫して政官財学複合体制が支配してきたという言い方ができるでしょう。「政」とは政界のことです。「官」とは明治藩閥政府以来継続してきた「官僚機構」のことです。日本の官僚機構は、シンクタンクとして機能するとともに日本社会の構造と路線を決定してきました。 ＜次頁に続く＞

図 1　原発を巡る政官財学複合体制支配の構図

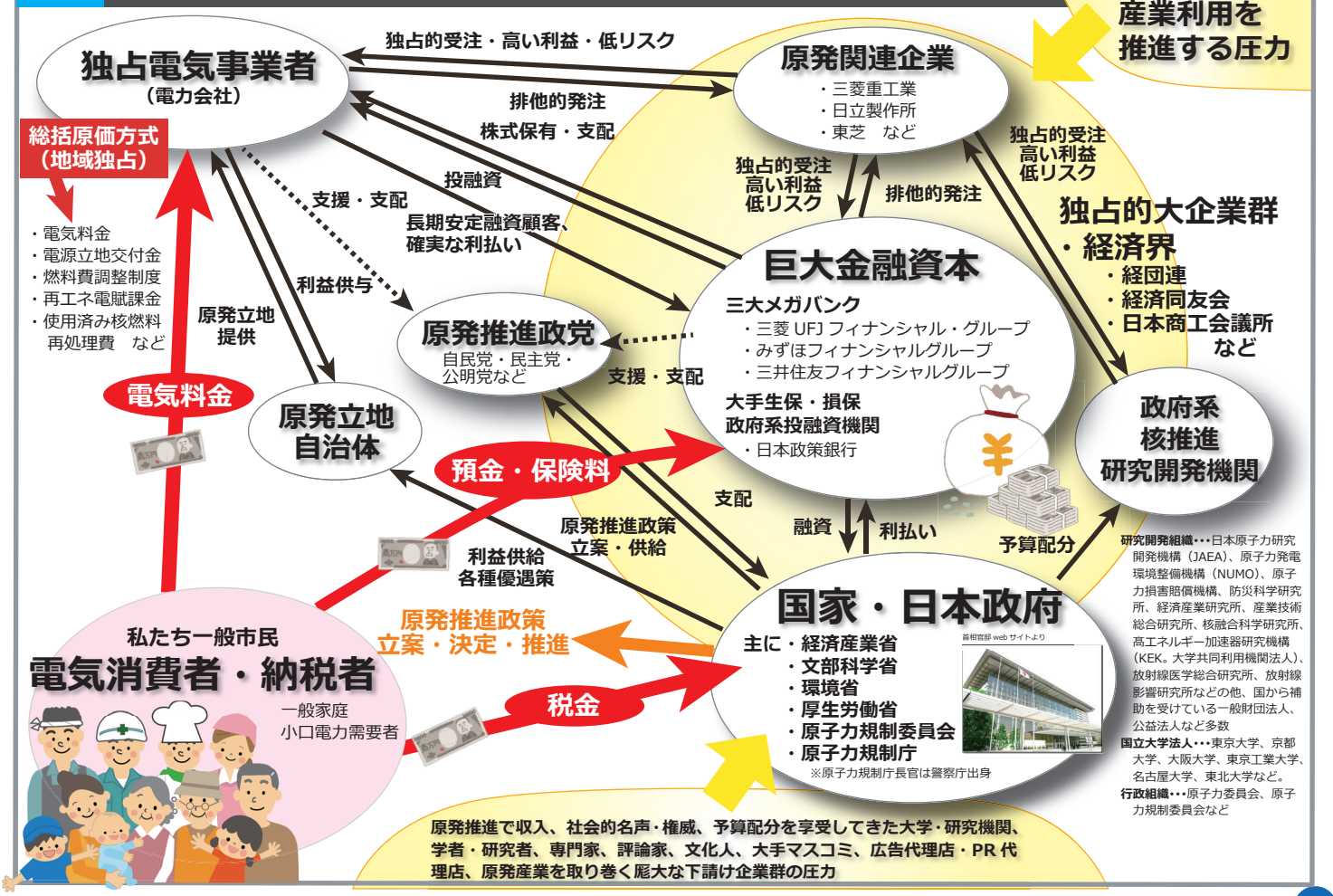

＜前頁より続き＞

「財」とは「財界」という一種つかみ所のない存在ですが、これも明治以来継続してきた旧財閥の支配する一部特権的な巨大資本を中心とする経済コミュニティだと考えてもさして外れていません。**（旧財閥グループは三菱、三井、住友、安田などですが、昨今の状況を見ていると三菱グループが一人勝ちの状況です。三菱重工業の高級セールスマンが日本の首相を務めるのもむべなるかなです）**「学」は東大を頂点とする官学が支配する学術界のことです。複合体制全体に科学・技術の成果や政治・経済上の学術的論拠を与え続けてきました。**（また東大を頂点とする高等教育界は“官”の人的供給源でもありました）**

ここで「政官財学複合体制」のことをもちだすのは、この体制の構図から見ると現在の「原発継続・維持」がなぜ執拗に行われているかが非常に見えやすいからです。１頁図１はその構図を単純に模式化したものですが、「政官財学複合体制」が私たちのなけなしのお金を、税金や電気料金という形で国家に集めそれを複合体制に分配して彼らを富ませている構造がよく見て取れます。またこの構造を継続したいという意志が働く限り、なかなか原発がなくならないだろうことも容易に推測がつきます。この構造から見ると原子力事業者である電力会社もまた、彼らの利益集中のためのトンネル機関に過ぎないことも見えてきます。

私たちの反原発運動は決して「政官財学複合体制打倒」をめざすものではありませんが、私たちが相手としている連中が、日本の支配体制そのものだ、という認識は持っておく必要があります。それでなければ、相手を過小評価し見くびり侮ることになります。デモや集会は反原発運動に是非とも必要な手段ではありますが、大規模デモや集会、あるいはスローガンだけで原発を日本から駆逐できるものでもありません。また、この 9 月中旬までに、九州電力川内原発 1 号機は現行原子力規制法体系にすら違反する違法な「営業運転再開＝再稼働」を強行するでしょう。しかしがっかりしたり気落ちしたり、この程度のことであきらめたりする必要はまったくありません。もともと私たちが相手としているのは、「政官財学複合体制」という日本の支配体制そのものなのですから。長期戦で構えましょう。

おさらいとはなりますが、「3.11後」の劇的変化をもう一度見ておきましょう

最初に東電福島第一原発事故（フクシマ事故）を境に日本の社会に起こった様々な、「原発問題を巡る劇的変化」に立ち返って理解を深めておきましょう。わかっているようでわかっていないのがこの劇的変化だからです。この劇的変化を再認識して置かないと、今進行している事態を全体観から眺められないからでもあります。

３頁表１は「３．１１後」の劇的変化を一覧表にしたものです。

原発世論の劇的変化

「３．１１」後の劇的変化の中でも最大のものは、なんといっても「原発国民世論」の劇的変化ではないでしょうか？マスコミ各社の世論調査では、おおむね 5-6 割が「原発反対」という結果が出ています。しかしこれは信頼できません。マスコミの世論調査は、土曜・日曜・休日に一般家庭に電話をかけ、やや誘導気味の質問を行ってえられた結果です。休みに自宅にいて、固定電話にかかってきた質問に、無警戒に回答をする層は、一般に高齢者所帯が中心で、しかも社会・政治問題に関心の薄い層だと見当がつきます。幸いに私たちは信頼の置ける学術調査の結果を知ることができます。「原発をめぐる世論の変化」と題する東大名誉教授広瀬弘忠氏のグループが行った学術調査です。2013 年 7 月 17 日原子力委員会の求めに応じて広瀬氏が報告をしています。その報告によれば、調査時期によって若干の異動がありますが、「原発即ゼロ」「原発段階的に解消」を合わせると、つまり「原発反対の国民世論」の割合は常に 80% 以上という結果が出ています。**（この世論調査は、「原子力発電をめぐる世論の変化」というキーワードで簡単に検索・閲覧できます）**

原発は苛酷事故を起こすもの

こうして「国民世論の８割以上が反対」する中、いかにして「原発を維持・継続」していくか、という問題が、原発推進勢力の最大課題となりました。田中俊一原子力規制委員会委員長が「大多数の国民のみなさんが、ダメだ、といえば原発再稼働はむつかしでしょうねぇ」というゆえんです。

そして表番号 2 の劇的変化が生まれるのです。日本の原発推進勢力は、**「絶対安全な科学技術などありえない」**ことを率直に認め、「原発安全神話」はウソでしたと撤回し**（安倍晋三氏はまだ撤回していませんが）**、原発は苛酷事故を起こす蓋然性があることを原子力規制行政の中心課題に据えることによって、国民の理解を得ようとしたのです。**わかりやすくいえば、「原発は苛酷事故を起こす可能性があります。しかしその時生ずる放射能災害は最小限に抑えてみせます。だからどうか原発を維持・継続させてください」**と変化するのです。

これに伴い原子力法体系も変化させました。原子力規制行政法体系の目的は「エネルギー安全保障」から「国民の生命、健康、身体、財産の保護及び環境の保全」に力点を移さざるをえなくなったのです**（表１番号 5）**

また、規制当局も「規制の虜」になりやすい、原子力安全委員会・経産省の原子力安全・保安院から、三条委員会として独立性の高い「原子力規制委員会」が成立し、規制行政の一元化を行おうとしました。原発推進勢力は、「原子力規制行政」に対する国民の信頼を取り戻そうと必死になり、現在に至っています。**（番号 4）**ただし、原子力規制委員会もまた原発推進のための行政機関であることも忘れないでください。

5 層の深層防護の第 5 層（広域避難計画）

重要な劇的変化は、規制行政の根幹である規制基準を支える思想・手法にもあらわれました。苛酷事故を起こすという前提からは、もし苛酷事故が発生し、原子炉圧力容器が破裂・爆発するなどの破局的状況は絶対さけねばなりません。これがおこれば、福島第一原発事故の時に想定されたように東日本壊滅状況が訪れます。破局的状態を避けるには、人為的に放射能を環境に放出し爆発・破裂を回避するしか方法はありません。

＜次頁に続く＞

＜前頁より続き＞

しかし、住民避難をしないままこれを行えば、「国民の生命、健康、身体、財産の保護及び環境の保全」を謳う現在の原子力規制行政法体系全体に対する重大な違反行為になります。こうして「広域住民避難」を法的に義務づける「5 層の深層防護」の思想と手段が、原子力規制行政の根幹に採用されることになりました。**（番号 3 及び番号 6）**

破局的状態を回避するための人為的放射能放出は、一般的に“ベント” と呼ばれていますが、ベントの際、広域避難の範囲はどこまでにするかが大きな議論になりました。その際日本の原発推進勢力は、ICRP（国際放射線防護委員会）の提案と勧告を採用し、「100mSv 以下の被曝では健康に害があるという科学的証拠はない」**（私は「放射能安全神話」と名付けています）**として、「100mSv 被曝」を避難基準の数値としました。そして各種シミュレーションを行い、この基準を上回る被曝の恐れがある範囲を原発から「概ね 30km 圏」としました。これを法令化した文書が原子力規制委員会の施行した「原子力災害対策指針」です。そして原発から「概ね 30km 圏」区域を「原子力災害対策重点区域」と位置づけたのです。

30km 圏自治体同意が法的要件

こうして「原子力災害対策重点区域」が、「３．１１後」の新たな「原発立地自治体」となったのです。**（番号 7）**また法令で避難を義務づけられた「原子力災害対策重点区域」の自治体**（新原発立地自治体）**にはまた避難計画の策定が義務づけられました。

問題は、この避難計画がベント時に実際機能するのかどうか、実効性があるのかどうかです。実効性がなければ、「国民の生命、健康、身体、財産の保護及び環境の保全」を謳う現在の原子力規制行政法体系全体に対する重大な法令違反です。苛酷事故時の放射能放出**（ベント）**は不可抗力的に発生するのではありません。あくまで破局的事態を回避するために、人為的**（意図的）**に行われる行為です。この人為行為で住民に被害が発生すれば、これは法令違反以上に犯罪行為となります。従って「住民避難計画の実効性」**（実際の役に立つこと）**が厳しく問われなくてはなりません。こうして「30km 圏自治体同意」が原発再稼働の法的要件の一つとなりました**（番号 8）**

こうしてみると、「３．１１後」の現在でも、いかに多くの理解や認識、あるいは用語まで「３．１１前」のものが依然として大手を振ってまかり通っているかがおわかりでしょう。

表１　「３．１１」を境に劇的に変化

	項　目	３．１１原発事故前	３．１１原発事故後
1	原発世論	大多数が賛成または消極的賛成	国民の 8 割以上が反対（※1）
2	原発に対する法的考え方	苛酷事故は起きない	苛酷事故は起きる
3	規制手段の根幹的考え方・手法	3 層の深層防護	5 層の深層防護 （5 層目がベント（※2）に対処する広域避難）
4	規制当局	原子力安全委員会 原子力安全・保安院	原子力規制委員会 （規制の一元化、独立性が建前）
5	原子力規制法体系の主な目的	エネルギー安全保障	国民の生命・健康・身体・財産の保護、環境の保全
6	広域避難計画	法的義務なし	原発から概ね 30km 圏自治体に義務づけ
7	原発立地自治体	原発直接立地自治体	原発から概ね 30km 圏自治体
8	稼働の法的要件	原発立地自治体の同意は不必要	原発立地自治体（概ね 30km 圏）の同意が必要
9	用語の違い	安全基準・安全審査	規制基準・規制基準適合性審査
10	原子力災害に関するステータス	平常時	原子力緊急事態 （３．１１福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言が継続中）
11	司法	司法が原発の運転を直接禁止したことはない	司法が原発の運転を直接禁止 （2015 年 4 月、福井地裁が関西電力高浜原発の運転を差し止める仮処分命令を出した。現在有効）
12	反・脱原発市民運動	スローガン連呼型	政策集団化・シンクタンク化（※3）

※１：マスコミ各社の世論調査は原発反対の国民世論を過小評価気味なので、2013 年 7 月 17 日、平成 25 年度第 27 回原子力委員会定例会合で、東京大学名誉教授広瀬弘忠氏が報告した「原発をめぐる世論の動向」を参照した。同報告は学術的手法による調査で電話によるマスコミの世論調査より遙かに信頼性が高い。

※２：苛酷事故の破局的状況を回避するための意図的放射能放出

※３：2014 年 5 月の福井地裁大飯原発運転差止め判決は政策集団化・シンクタンク化した市民運動による重要な成果といえる

※４：2012 年 12 月の自公・安倍政権成立後、「3.11 前」回帰の潮流が顕著に。公明党が 3.11 以降明らかな原発推進政党に変身。

「3．１１後」の原発再稼働のプロセス―本来あるべき姿

フクシマ事故以降、本来地震大国である日本は、原発と訣別すべきでした。しかし実際にはそうなりませんでした。日本の政官財学複合体制がその既得権益を手放そうとしなかったからです。そして、**「原発なしでは電気が足りない」「安価な原発の電気がなければ電気料金があがる」「エネルギー小国日本にとって原発は準国産エネルギーだ」「原発なしでは日本の国富が流出する」「原発に依存する地元経済はどうするんだ」「原発は CO2 を排出しないクリーンなエネルギーで是非とも必要だ」「原発は日本のエネルギー安全保障にとって是非とも必要だ」**などといったキャンペーンとともに、原発維持・継続の世論が常に形作られていきました。その世論形成の宣伝プロパガンダ機関の役割をはたしてきたのが、NHK・朝日新聞・共同通信をはじめとするマスコミであったことはみなさんもよくご記憶でしょう。**上記主張のうち真実は一つもありません。要するに政官財学複合体制（原発推進勢力＝核利益共同体）が、簡単にリスクなしに国民のお金を集められる現在の仕組みを壊したくなかったというに過ぎません。**

こういう状況の中で、「3．１１後」の「原発再稼働」の道筋が着々とつけられていきました。そして現在の原子力規制法体系が整備されます。その仕組みをチャートにすると 4 頁表 2 のようになります。ただし「再稼働に至るプロセス」が明示される法令はついに整備されませんでした。従って表 2 は現行法体系が示す原発稼働（通常営業運転開始）のプロセスということになります。

「規制基準適合性審査合格」は、法律が明示する再稼働の法的要件で議論の余地がありません。炉規制法は「規制基準適合性審査」の最終段階で「使用前検査合格証」を交付することを明記していますので、使用前検査合格証の交付を受けた時点で、「規制基準適合性審査合格」となりチャートにすると表 2 になります。この場合、「原子炉設置変更許可」「工事計画（変更）認可」「保安規定（変更）認可」の 3 つの許認可取得が必須条件となります。炉規制法は「使用前検査合格」を義務づけており、これに合格しないと「規制基準適合性審査合格」は満たさないことは前述の通りです。ただし「工事計画認可」を取得すると、「使用前検査」の申請ができる特例措置が設けられていますので、実際には「保安規定認可」前に使用前検査を開始することができます。しかし、ものごとの順序をフローチャート風に表現すると表 2 のようになります。

「30km 圏原発立地自治体同意」は再稼働の法的要件問題

「原発立地自治体同意」が、法的要件かどうかは現在議論の余地があるところです。後でも詳しくみますが、私たちや菅直人衆議院議員、あるいは静岡県の川勝知事のように、「30km 圏原発立地自治体同意」は、法的要件であると主張し、また衆院原子力問題特別調査委員会の場で田中俊一原子力規制委員会委員長が認めているのに対して、電力会社、マスコミあるいは伊藤鹿児島県知事などは「法的要件ではない」と主張しています。

表 2 は「30km 圏自治体同意」は法的要件だとした時のフローです。この場合、**「同意」の前に必ず「説明会」「公聴会」が開催**されなければなりません。**内容もわからず同意などできないからです。**またこの場合、**説明会や公聴会は「規制基準適合性審査合格後」に開催されなければなりません。**適合性審査全体の説明が、使用前検査の状況まで含めて説明されなければならないからです。そして「30km 圏自治体同意」の確認を経て第 2 の法的要件が満たされます。

その後内閣総理大臣の政治的判断の結果を経て、実際に「再稼働」という事態に入ります。内閣総理大臣の政治的判断というプロセスは法令に明記されているわけではありませんが、一般に内閣総理大臣にその権限があると解釈されています。また直近にその実例が三例あります。さらに現在「フクシマ事故」による「原子力緊急事態宣言中」であり、宣言中は内閣総理大臣が臨時におかれた原子力災害対策本部長でなければならず、継続・拡大するフクシマ原発事故による原子力災害（放射能災害）解消に全力をあげることを法令が命じていることを考え合わせれば、「内閣総理大臣による最終政治判断」のプロセスは法令上必須の手続きといえます。以上が現行原子力規制法体系下での「原発再稼働」のプロセスだといえましょう。

表 2　原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート

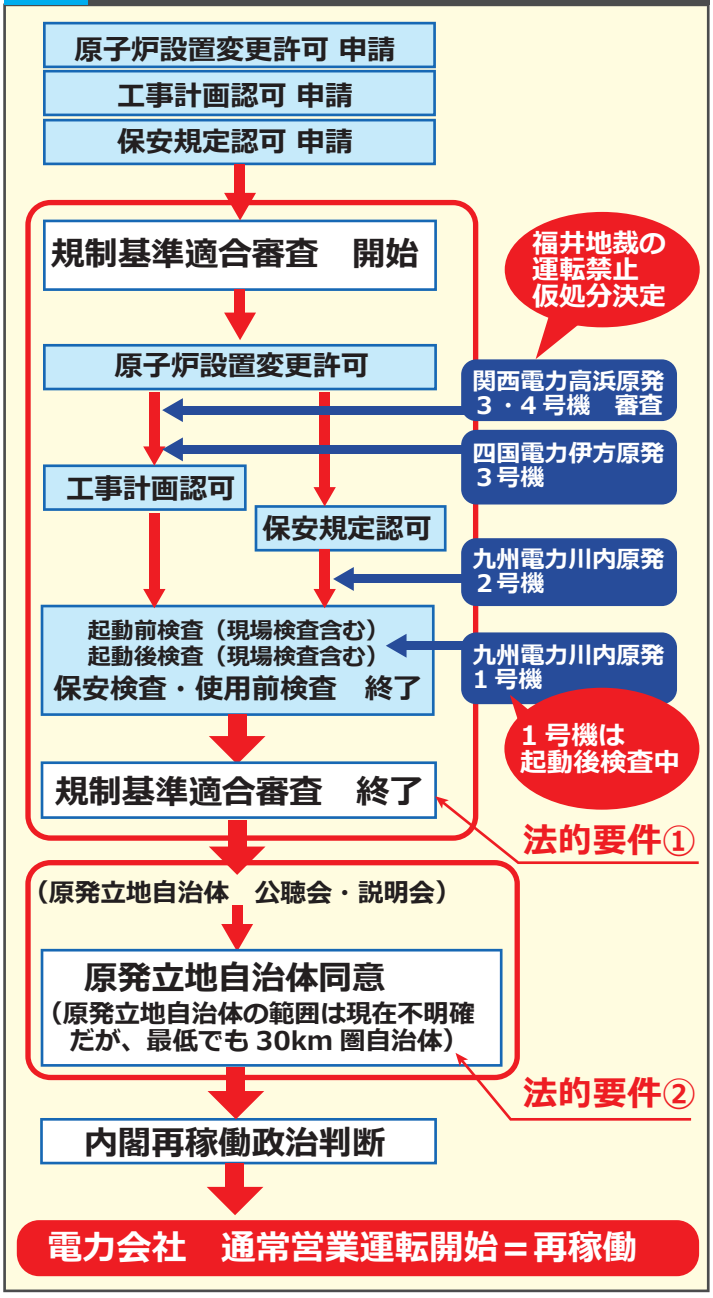

【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規制基準について』2013 年 7 月原子力規制委員会など。

九州電力川内原発再稼働問題に当てはめてみると…

表３　九電川内原発１号機にみる再稼働への法的手続きの流れ

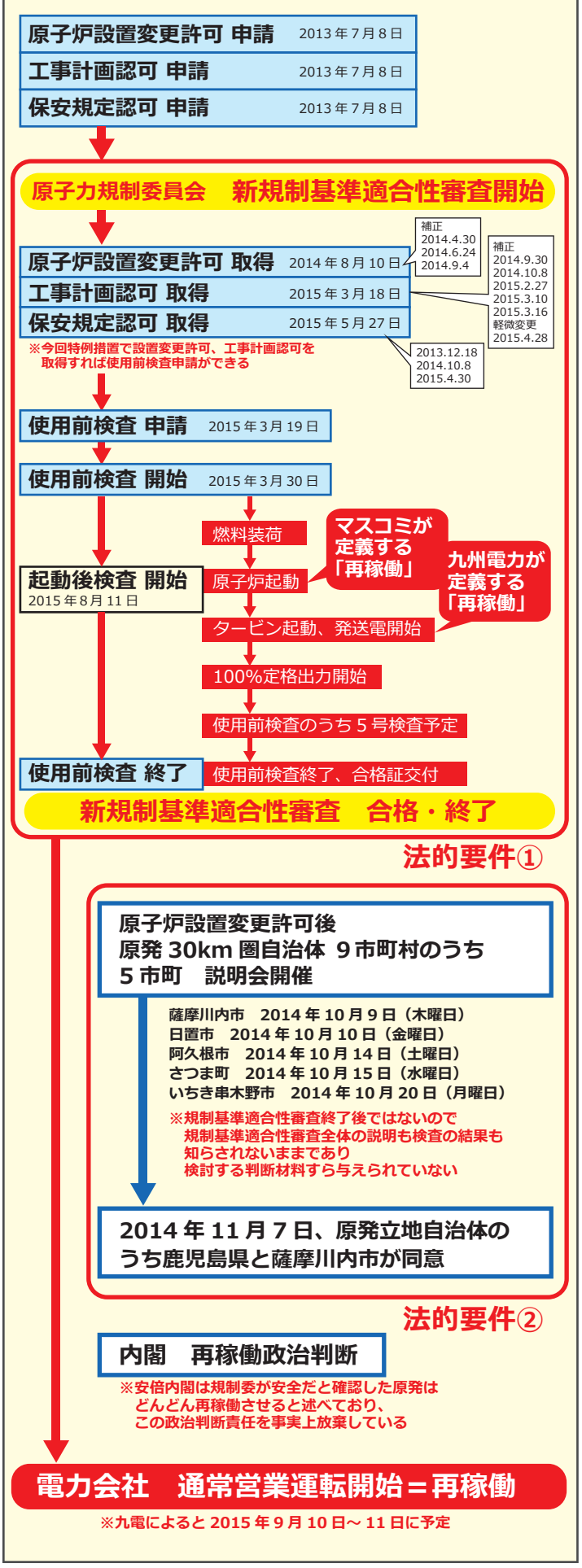

それでは次に前頁表２のプロセスを、現在進んでいる川内原発１号機再稼働の実際のプロセスに当てはめてみましょう。法的要件１の「規制基準適合性審査合格」に関するプロセスはほぼ表２のプロセス通り進んでいます。すなわち、2013年７月８日現行規制基準が施行されたその日に、九州電力は川内１号機の３つの許認可を申請**（表３参照）**、許認可の根幹となる「原子炉設置変更許可」を取得するのがほぼ１年後の2014年８月10日。「工事計画変更認可」は補正申請が連続してもたつき、取得は翌年15年３月17日。特例措置によって使用前検査申請をするのが翌18日。実際許認可を得た範囲での使用前検査は２０１５年３月３０日から開始されています。

川内１号機は現在時点まだ「合格」していない

「保安規定変更認可」を取得したのが２０１５年８月５日。つい１ヶ月前のことです。これで１号機は３つの許認可を取得し、残るのは「使用前検査合格」だけとなりました。使用前検査は、川内１号機が安定的に定格熱出力を行うところまで見届け、原子炉をいじったこと**（工事計画変更）**によって運転に異常がないかどうか、安定的に運転するかどうかを検査、見届けて終了となります。無事検査が終了すれば規制委は「検査合格証」を交付しなければなりません。これは前述の通りです。

「工事計画変更認可」に伴う工事が全部終了した時点で行う検査のことを「５号検査」と原子力規制委員会は呼んでいます。したがって５号検査は「最終総合検査」だと理解しておいてまず間違いありません。現在時点では５号検査はまだ開始されていません。このことは川内１号機が「工事計画変更認可」に伴う実際工事をまだ完了していないことを意味しています。

先週の広島２人デモ当日**（２０１５年８月２８日）**チラシの時点ではこの「５号検査」の日程をまだ規制委に申請していませんでした。ですからチラシでは「検査終了の時期は見通せない」としたのですが、８月２８日当日、九州電力は５号検査の日程を「９月９日及び１０日」と申請しました。

これでやっと検査合格日の日程が見通せることになりました。
ただし、９月９日・１０日の両日で検査が終了するのかどうかは検査して見なければわかりません。検査ですから「合格日」への期待はできても、「予定」というわけにはいきません。検査ですからなにが出てくるかわかりません。**（しかし、九州電力の発表の仕方や、後でも出てくる九州電力広報部の対応を見ていると、九州電力はこの２日間で検査を終わらせ合格することに絶対の自信をもっているようです。とすればこの２日間で検査を終了するというウラの合意が規制委とできあがっているとみることもできます。今後の推移を見守る必要があるでしょう）**

まとめれば、川内１号に関しては、現在規制委規制基準適合性審査の最終段階にあり、適合・合格日が９月１０日になりそうだ、この時川内１号は「規制基準適合性審査合格」という再稼働の法的要件を満たす見通しである、ということになります。

＜次頁に続く＞

＜前頁より続き＞

「再稼働気分」を盛り上げるマスコミ

　この間全く不可解なのは、マスコミの“報道”ぶりです。まず、２０１４年８月１０日に「原子炉設置変更許可」が出た時点で、「川内１号機規制基準適合性審査合格」と一斉に報じました。中には「再稼働は２０１４年１０月」とはっきり報道するメディアもありました。反・脱原発市民運動グループの中には、「許すすわけにいかない、川内原発再稼働。再稼働が予定されている２０１４年１０月には川内現地に集まって抗議集会を開こう」と呼びかける団体もあらわれる始末です。

　さらには、これも後で詳しくみることになりますが、**２０１４年１１月７日伊藤鹿児島県知事が「川内原発再稼働同意表明」をした時、「川内原発再稼働　年明けにも」と報道**しました。

　実はこの時点では、「保安規定認可」はおろか、前述のごとく「工事計画認可」も取得できていませんでした。再稼働の法的要件を取得できる時期も全く未知数だったのです。しかし「川内原発１号機規制基準適合性審査合格」はすでにマスコミ報道では「既成事実」だったのです。**（図１参照）**

　次に２０１５年３月１６日川内１号が「工事計画認可」取得をすると、「川内原発再稼働は春ごろか」あるいは「２０１５年夏までに再稼働」と“報道”しました。しかしこの時点では、許認可必須の「保安規定」認可の時期も見通せず、ましてや「使用前検査終了」の時期などは雲をつかむような話でした。再稼働の時期などは見通せるような状況ではなかったのです。

　マスコミがなぜ２０１４年原子炉設置変更許可取得以来、ことあるごとに「川内原発再稼働、再稼働」と言い続けているのか、しかも地方紙も含めてすべて例外なしに「川内原発再稼働、再稼働」と言い続け**“誤報”に“誤報”を重ね続け**てきたのかについては大きな謎です。日本のマスコミは NHK や朝日新聞、あるいは事実上全国の地方紙の主要紙面を牛耳っている共同通信、あるいは主要新聞社傘下にある民放キーステーション各社を含め、政府や電気事業連合会など原発推進勢力**（1 頁で使った政官財学複合体制）**の宣伝プロパガンダ機関として機能し、「３．１１後」の日本社会で、原発再稼働を既成事実化しようとしている、といういいかたは成立するでしょう。

図１　朝日新聞（大阪本社版）2014 年 11 月 8 日 14 版 1 面　注：上段は無署名記事

1　14版▲　2014年（平成26年）11月8日　土曜日

川内原発 再稼働へ
年明けにも 知事・県議会が同意

　鹿児島県の伊藤祐一郎知事は7日、九州電力川内（せんだい）原発（薩摩川内市）1、2号機の再稼働に同意する考えを表明した。県議会がこの日、再稼働を求める陳情を採択したことを受けて判断した。東京電力福島第一原発の事故後にできた新規制基準の主な審査を通った原発で、初めてとなる地元同意の手続きが終了した。川内原発は年明けにも再稼働する見通しだ。

記者会見で川内原発の再稼働に同意する考えを表明する鹿児島県の伊藤知事＝7日午後、鹿児島県庁、長沢幹城撮影

　原子力規制委員会が9月上旬に、新基準を満たすとした審査書をまとめてから2カ月足らずで、再稼働に向けた地元同意の手続きが終わった。原発を「重要なベースロード電源」と位置づける安倍政権は、川内原発の同意手続きを今後の「ひな型」にして再稼働を加速させたい考えだ。規制委は近く関西電力高浜原発（福井県高浜町）3、4号機の審査書案をまとめる。

　伊藤氏は会見で「諸般の状況を勘案し再稼働はやむを得ない」と述べた。①事故時に国が責任を持つことなどを国が約束②原子力規制委員会の審査で安全性が確認された③立地自治体の薩摩川内市と市議会、県議会の同意が得られたといった点を同意の理由に挙げた。

　地元同意に法的な定めはないが、国は原発の半径30キロ圏内の市町村には避難計画づくりを義務づけている。川内原発でも立地自治体以外に8市町が対象だが、伊藤知事が同意の範囲を自身のほか立地自治体の薩摩川内市長と市議会、県議会に絞ったことで2カ月足らずのスピード同意となった。同市長と市議会は10月末に同意。県議会も7日、与党自民党県議団など

川内原発再稼働に向けた今後の流れ
9月10日 審査書決定（許可）
国の手続き：10月24日 九電が認可に必要な書類を提出 → 1～2カ月? → 認可 → 設備の検査 → 1～2カ月? → 合格
地元：10月28日 薩摩川内市長と市議会が同意 → 11月7日 鹿児島県知事と県議会が同意
再稼働 年明け以降?

2面＝次へのモデル
5面＝30キロ圏自治体調査
12面＝社説
36・37面＝地元・政治家の重荷

事故後

　《解説》いま原発を再稼働させることは、単に止めていた原発を動かすのとは意味が違う。日本は、福島の事故で原発が抱える大事故のリスクを学んだ。そのうえで踏み出すことは、リスクを受け入れ、再び原発路線を選ぶ重みをもつ。その判断には責任と覚悟が問われる。

　川内原発は、その第1例となる。本来なら国民的な議論の対象となるはずが、自治体での議論の成り行きに任された。このままでは2番目、3番目と個別の手続きに気をとられているう

※赤字は当方による強調

ついに「検査原子炉起動」を「再稼働」とするマスコミ

　こうしたマスコミの「日本の社会で原発再稼働を既成事実化する」という役割が、きわめて乱暴に果たされたのが、今年８月１１日「川内原発　再稼働！」報道でしょう。

　繰り返しにはなりますが、**８月１１日は表３で見ると、依然として「使用前検査中」であり、つまり規制委員会の適合性審査中であり、使用前検査のうち「起動後検査」が開始されたその当日にあたります。起動後検査ですから当然原子炉を起動しなければなりません。その検査のための原子炉起動をマスコミは一斉に「再稼働！」と報道したのです。**

　またまた反・脱原発市民グループの中には、この“報道”を真に受け「８月１０日に川内原発再稼働に抗議しよう！」という集会が開催されたことは記憶に新しいところです。

　「原子炉起動」、しかも原子力規制委員会の規制基準適合性審査の過程の中での「原子炉起動」を「再稼働」とすることは、これまでの「原発再稼働」という言葉の定義を変更することに他なりません。

　「マスコミ各社が申し合わせて、原子炉起動を再稼働と呼ぶことにきめたんだ。それになにか文句があるか！」と開き直られてはなにもいうことができませんが、**少なくともこれまで「再稼働」という言葉は、「３．１１後」の現行原子力規制法体系を満たした上で電力会社が行う原発の通常営業運転再開、という意味で使われてきた**はずです。今でも多くの日本国民が「通常営業運転再開」という意味でこの言葉を理解しています。そこに**「検査のための原子炉起動」を、何の注釈もなしに「再稼働」と定義変更をすれば、なにが起こるでしょうか？**

　それは**「再稼働したんだ。法的要件を満たしたんだ」と思い込ませる効果を生むことになります。**実際には川内１号機は現在時点で、「規制基準適合」という第１の法的要件すらみたしていません。

川内1号機再稼働の「合法性」議論を封殺する

　しかしなんの注釈もあたえないまま「検査のための原子炉起動」を「再稼働」と呼び、日本の社会に定着させることは、さらに重大な効果を生むことになります。

＜次頁に続く＞

＜前頁より続き＞

第２の法的要件「30km 圏自治体同意」に関する議論を無意味化する効果です。「なにをいっているんだ。実際に再稼働したじゃないか」という効果です。

それは、２０１５年９月１０日と見通されている九州電力川内１号機の通常営業運転再開＝再稼働の合法性に関する議論をすべて封ずる効果を持ちます。**（私は９月１０日、あるいは９月１１日かもしれません、に予定されている川内１号機通営業運転再開＝再稼働の合法性に関する議論を封殺するために、マスコミに８月１０日「起動 ＝ 再稼働」報道をさせたのだ、と推測しています）**

伊藤鹿児島県知事は地元同意を法的要件と考えているのか？

４頁表２を５頁表３に照らしてみて、２０１４年１１月７日に行われた伊藤鹿児島県知事の「再稼働同意表明」はさらに不可解といわざるをえません。

問題は川内原発再稼働にあたって地元同意が法的要件であると伊藤氏が考えているのかいないのか、です。

「同意表明」後に行われた記者会見で朝日新聞のコイケという記者の「この地元同意手続きっていうのは法的な、法的に定められた中身っていうのはないんですけど」という質問に、伊藤知事は**「同意という手続きは法的要件になっていないということを考えると、必ずしも同意という言葉で整理しなくてもいいと思います」**と答えています。**（巻末資料 27-28 頁「２０１４年１１月７日鹿児島県知事記者会見発言抜粋」参照）**

ですから、「再稼働地元同意」は法的要件ではない、と伊藤知事が表面語っていることは明白です。ならばなぜ**「鹿児島県議会に働きかけて」（同伊藤知事）**まで、議会の「同意決議」を取り付けた上で、この日「同意表明」をし、大々的に記者会見を行い、マスコミが「鹿児島県　知事・県議会が同意」と大きくとりあげたのか。またそれに先立つ２０１４年１０月２８日、川内原発の直接立地地元である薩摩川内市は、臨時市議会まで開催して「川内原発再稼働同意決議」を行い、これを受けて岩切秀雄市長が直ちに「川内原発再稼働同意」表明をしたのか、そしてマスコミが「新基準後で初」と大々的に報じたのかという疑問が残ります。**（図２参照）**

伊藤知事がこの記者会見で、毎日新聞のツシマという記者の質問に答えて**「それと同意の範囲。・・・ま、鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう、と」（同参照）**と答えているところを見ると、伊藤鹿児島県知事は、「自治体同意は法的要件だが、同意の範囲は鹿児島県と薩摩川内市だけでいい」、と考えていることが推察できます。

さらに不可解なのは、「同意」のタイミングです。

１４年１１月７日といえば川内１号機は、まだやっと原子炉設置変更許可が出された時点に過ぎません。適合性審査に合格していません。この時点で「同意する」といっても、法的要件を満たしていないのですから「同意」の実体が備わっていません。**伊藤氏は記者会見で「新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可が出されたところであります」と述べ、あたかも原子炉設置変更許可が出されれば、新基準に適合した、合格したかの印象を与えていますが、事実は違う**ことをすでに私たちはこのチラシで見ておきました。

決定的な点は、事実誤認に基づく「同意表明」という点でしょう。伊藤氏は記者会見で次のように、同意理由の一つを述べています。

安全性に関する事実誤認に基づく「同意表明」

「川内原子力発電所の再稼働（まさか「検査のための原子炉起動」を指しているのではありますまい）につきましては、国が充分に安全性を保証いたします」「私としては原子力規制委員会により安全性が確保されることが、確認されたと考えております」

図２　毎日新聞　2014 年 10 月 29 日 1 面

毎　日　新　聞
第４７４７６号
1　12A版　2014年（平成26年）10月29日（水）

川内再稼働 地元同意

薩摩川内市長表明 新基準後で初

鹿児島県薩摩川内市の市議会（26人）が28日、臨時の本会議を開き、市内に立地する九州電力川内原発の再稼働を求める陳情を採択した。これを受けて、岩切秀雄市長が「再稼働を進める政府方針を立地自治体として理解する」と述べ、再稼働への同意を表明した。国の新規制基準による審査が行われている全国13原発の中で立地自治体が再稼働を認めたのは初めて。県議会も11月5～7日に臨時会を開いて再稼働の可否を判断する方向で調整しており、知事が10日にも結論を出す見通し。

本会議では、20日に早期の再稼働を求める陳情を採択した市議会原発対策調査特別委員会の報告があり、その後、議長と退席者1人を除く24人で再稼働反対、賛成の陳情をそれぞれ採決。再稼働に反対する陳情10件を不採択とする一方で、早期再稼働を求める陳情1件を賛成19、反対4（棄権1）で採択した。

岩切市長は、本会議閉会後に議場で開かれた全員協議会で「市議会の審議を高く評価し尊重したい」と述べて、市議会の判断を支持。川内原発が国の新規制基準に適合したことや、住民説明会の開催も同意理由に挙げた。

その後の記者会見で市長は「将来は廃炉を目指していかなければならないと思う」と話す一方で「大量に安定的に電力を供給する原発は大事だ。薩摩川内市が1例目となるが、2例目以降も、国が責任を持って稼働できるのであれば稼働してほしい」と原発の必要性を訴えた。

伊藤祐一郎知事は、九電との安全協定に基づき、再稼働に「同意」が必要な範囲を薩摩川内市と県に限っている。今後の焦点は県議会（49人）と伊藤知事の判断へと移る。

【宝満志郎、津島史人、杣谷健太】

※赤字は当方による強調

ところが肝心の規制委は、田中委員長が「原子炉設置変更許可を出したけれども、これで川内原発が安全だとは申し上げられません」と述べているとおり、**規制委は決して「安全性」を確認したわけでも、ましてやそれを保証したわけでもありません。**鹿児島県民を納得させるために伊藤氏としてはこういわざるをえなかったのでしょうが、ウソはウソ、事実誤認は事実誤認なのですから、この１点だけを取り出してみても、伊藤氏の「同意表明」は無効ということになります。

表4 再稼働地元同意の法的仕組み

国家行政組織法 → 法的根拠 → 原子力規制委員会設置法

原子力基本法 → 法的根拠 → 原子炉等規制法

原子力規制委員会設置法 ↔ 原子炉等規制法 ↔ 原子力災害対策特別措置法

正式名称：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

※地域防災計画を策定することを義務付け

法的根拠

第三条委員会

原子力規制委員会 → 決定・施行 → 法令 **原子力災害対策指針**

※30km圏を原子力災害対策重点区域とし同区域の自治体に避難計画策定を義務付けた

決定・施行

法令 **原発規制基準**

法的根拠

正式名称：実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準

※福島原発事故並みのシビアアクシデントを想定し、その対策と規制を対象とした原発審査のための基準

深層防護の考え方及び手法

※新規制基準の基本

5層の多重防護を採用

多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
第１層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
第２層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
第３層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
第４層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
第５層	シビアアクシデント原子炉破裂など破局的状況	さらなる破局を回避するため意図的放射能放出	住民広域避難

規制委が担当（第１層～第４層）

規制委担当外（第５層）

法令 **30km圏広域避難計画（最終最後の手段）**

※規制基準の基本5層の深層防護のうち、第4層までは原子力規制委員会の規制審査対象

※第5層はいずれの機関も規制・審査の対象としていない

第5層の防護手段、広域避難計画の実効性は誰が審査し保証するのか？

誰も審査しない。誰も保証しない

※第5層の実効性は制度上担保しない

第5層は機能するのか？（機能しなければ規制基準体系は崩壊）

広域避難計画策定者である自治体が実効性ありと判断した場合 → 第５層は機能する

広域避難計画策定者である自治体が実効性なしと判断した場合 → 第5層は破綻する（多重防護破綻） → 規制基準の基本崩壊

規制基準崩壊を避ける唯一の手段は当該原発の再稼働を認めないこと

原子炉等規制法

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が**平和の目的に限られる**ことを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する**必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

原子力規制委員会設置法

（設置）

第二条　国家行政組織法第三条第二項 の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。

（任務）

第三条　原子力規制委員会は、**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

原子力災害対策特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 （以下「規制法」という）、災害対策基本法、その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する**ことを目的とする。

C：法的要求

原発再稼働のためには原発地元の同意が必要

- 原発立地自治体の同意が再稼働の法的必須条件
- 原発立地自治体とは現在のところ30km圏自治体

原発３０km圏自治体同意が「再稼働法的要件」の構図

これまで一貫して「原発から３０km 圏自治体が再稼働に同意しなければ、現行原子力規制法体系下で再稼働の法的要件を満たさない」、「３０km 圏自治体同意が再稼働の法的要件」と繰り返し主張してきました。このチラシでもまた同じことを繰り返さなければなりません。この点がしっかり理解されなければ、9月１０日**（あるいは１１日、１２日になるかもしれません）**に予定されている九州電力川内原発１号機通常営業運転再開＝再稼働が、「違法な再稼働」という点が十分に理解されないからです。

劇的に変化した原子力規制法体系

前述のごとく、「３．１１後」日本の原発を巡る状況は劇的に変化しました。原子力規制法体系自体も劇的な変化をみせました。原子炉等規制法は「国民の生命、健康の保護」を「安全保障に資する」ことよりも優先させざるをえなくなりました。また原子力災害対策特別措置法は「この法律の目的は、原子力災害の防止」だけでなく「原子力災害から国民の生命、身体」を保護することである、と明確にしました。原子力規制委員会設置法に至っては、その任務の第一に「国民の生命、健康」の保護を謳っています。

こうした原子力規制法体系の劇的変化の背景には、これも前述のごとく、原発に対する考え方の劇的変化があります。つまり「原発は苛酷事故起こさない存在」から「苛酷事故を起こす存在」に、１９８６年のチェルノブイリ事故以降の国際的標準の考え方に転換せざるをえなくなったことがあげられます。**（これはこのチラシをお読みいただいている方々には釈迦に説法、とはなりますが）**

つまり「苛酷事故を起こす原発にどう対処するか」が原子力規制行政の中心課題に座ることになりました。現在の原子力規制行政もこの課題を達成しつつ「国民の生命、健康の保護」という法の目的を達成せざるをえなくなったのです。このため、原子力規制委員会は「5 層の多重防護（深層防護）」の考え方と手法を採用します。「５層の深層防護」の考え方自体はすでに国際的な原子力規制行政の標準的考え方となっており、なにも目新しいものでも、ましてや「世界で最も厳しい規制基準」などと胸を張って威張れるものでもありません。

（誤解しないで欲しいのですが、私はなにも「５層の深層防護」の考え方やその手法を肯定しているわけではありません。それどころか、「５層の深層防護」なるものはありとあらゆる意味で、日本国憲法が最大の価値をおく「人格権」に対する重大な侵害だと考えています。ただ、このチラシはその点がテーマではありません。現在の原子力規制行政の考え方と手法を説明しようとしているに過ぎません）

「第５層」の目玉は自治体避難計画の実効性

「５層の深層防護」の考え方と手法の最大の目玉は、８頁表４の「再稼働地元同意の仕組み」に見られるように第５層にあります。これは第１層から第４層が破れ、いざ原発が苛酷事故**（シビアアクシデント）**を起こしそうになった時を想定しています。苛酷事故は破局的状況をもたらします。福島第一原発事故は数々の幸運に恵まれ、破局的状況に至りませんでした。もし破局的状況になっていれば、第一原発の敷地内に貯蔵してある核燃料がすべて環境中に放出され、250km 圏住民は全て避難、250km 圏には東京首都圏を含みますから、東日本は壊滅状態になっていました。実際に時の首相菅直人氏の手元にはこうした予測も当時の原子力委員会から寄せられていたことも私たちの記憶に新しいところです。

第５層の目的はこうした破局的状況だけは避けようという点にあります。「第５層」はこれを避けるには、「核燃料を保護する原子炉圧力容器」の爆発・破裂を避けることだと結論します。**（私には単純すぎる結論だと思えますが、それはともかく･･･）**

これを避けるには、原子炉圧力容器内の圧力を下げることであり、圧力を下げるには人為的に容器内部の放射能を環境に放出する以外にはない、と結論します。**＜次頁に続く＞**

表５

避難計画実効性と30km圏自治体同意が法的要件の詳細関係フロー

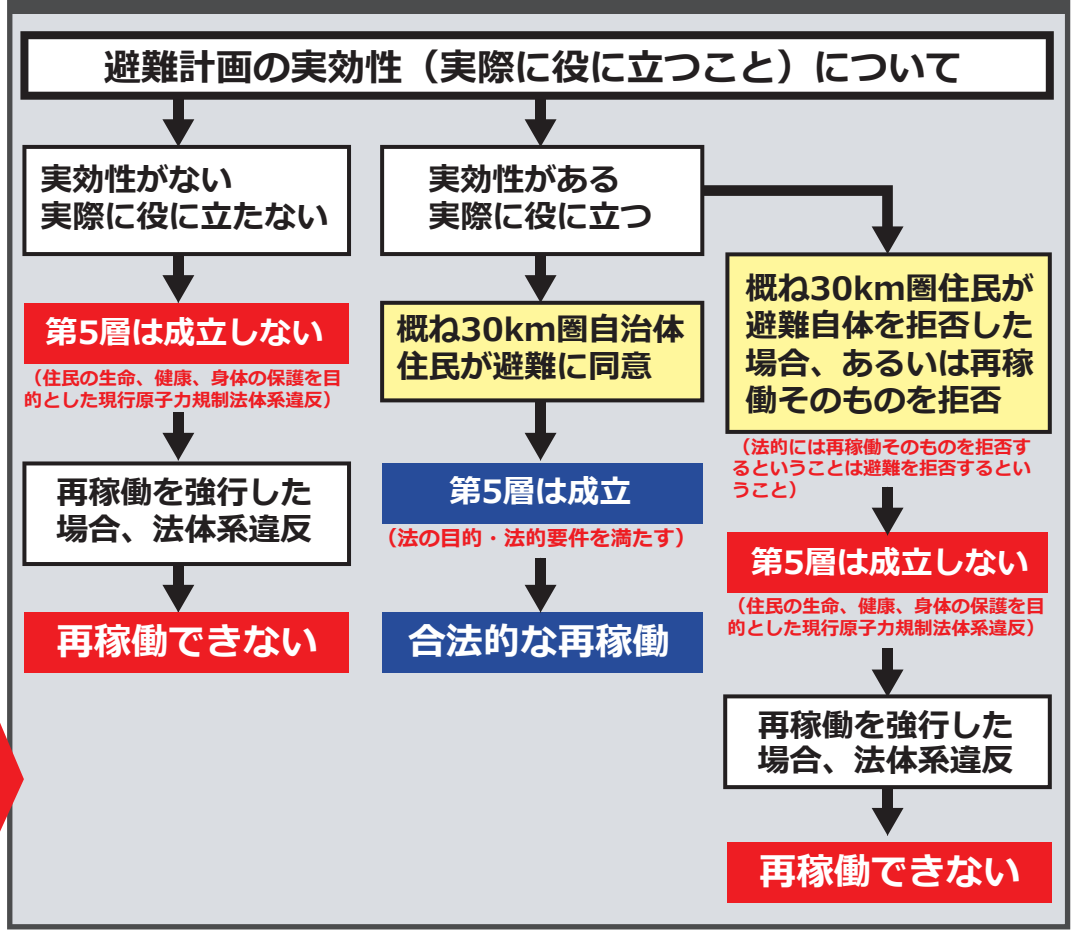

<前頁より続き>

「ベント」を行って破局的状況を避けようということです。しかし、ベントも放射能放出ですから、周辺住民に対する影響は深刻です。この影響を放置しては、現行原子力規制法体系の目的、「国民の生命、健康の保護」は達成できません。つまり明白な法体系違反です。この法体系違反を回避するには、付近住民の避難が必須条件となります。

「原発 30km 圏自治体」が決まったわけ

それでは、どの範囲の住民避難を法令上義務づけるべきか？この目的のため、原子力規制委員会は放射性物質拡散シミュレーションを行い、その範囲を「概ね 30km 圏」としました。**（なぜ、概ね 30km 圏なのかというと、シミュレーションによれば、1 週間の外部被曝線量が 100mSv を超える範囲が「概ね３０km 圏」だったからです。言い換えると１週間の外部被曝線量１００ mSv が避難基準です。チェルノブイリ事故の時の避難基準は５ mSv でした。フクシマ事故の時は２０ mSv でした。現在の原子力規制法体系下では１００ mSv が避難基準です。なぜこのような苛酷な避難基準が合法化・正当化されるのかというと ICRP＝国際放射線防護委員会の勧告にあります。ただこの話題はこのチラシのテーマではありません。このチラシのテーマは、あくまで現行原子力規制法体系の範囲での違法行為という点にあります）**

こうして「原発から概ね 30km 圏自治体住民」に避難が法令上義務づけられることになりました。**（「原子力災害対策指針」８頁表４参照）**

規制委は「第５層を審査しない」

ここで原子力規制法体系上、きわめて奇妙なことが起こります。８頁表４にもあるように、原子力規制委の新規制基準を根幹から支えるはずの「5 層の深層防護」のうち肝心の第 5 層の実効性審査は「規制委の担当外」なのです。第１層から第４層までは、規制基準を定めてその実効性を細かく審査し、最終的には規制委員会が「合格証」を交付しますが、肝心の第５層の実効性については規制委員会は審査しないのです。それでは規制委員会は第５層について全くタッチしないのかといえば、シビア・アクシデントの際避難しなさい、半径５km の住民は「安定ヨウソ剤」を服用しなさい、普段から避難計画をもちなさい、避難訓練も行いなさいなど実に大小細々と指示しこれを３０ km 圏自治体住民に法令で義務づけているのです。にもかかわらず、その実効性については、規制委に審査権限はないのです。それでは第５層の実効性については、国の行政機関のうち、誰が審査するのでしょうか？

実は誰も法令上審査権限をもっていないのです。

避難計画に実効性がなければ明白な法令違反

「5 層の深層防護」が原子力規制委員会の現行規制基準を支える重要な根幹思想であり、第 1 層から第 4 層までと同様に、第５層も厳しくその実効性が問われなければなりません。それでなければ、「5 層の深層防護」は音を立てて崩れ落ち、それを根幹に置く規制委の「新規制基準」も「世界でもっとも厳しい規制基準」どころか「世界で最も劣悪な規制基準」ということになります。

第 5 層の実効性は、現在の規制基準全体の実効性を担保する関係になっているのです。

第一、「避難計画」に実効性がないとなれば、原子炉等規制法の第一条、原子力規制委員会設置法第三条、原子力災害対策特別措置法第一条など、現行原子力規制法体系全体を支配する考え方、「国民の生命、健康、身体を保護する」という法令の目的に違反します。**（保護してくれなくていいから、原発やめてよ、というのが私の本音ですが、いまはそれは横に置いておきましょう）**

つまり、**避難計画に実効性が担保されていなければ、明白な法令違反**となります。

こうして「第５層の中心課題であるベント時避難とその避難計画」の実効性と「再稼働の法的要件」の関係が大問題として急浮上することとなります。

しかし、前述のごとく**第 5 層は規制委の担当外**です。ですから田中俊一委員長が再三再四明言するように**「規制委は規制基準（第 4 層まで）に適合するかどうかを審査する機関であり、再稼働の判断には全く関係しない」**といわざるを得ないのです。もし第 5 層の防護手段の実効性についても原子力規制委員会の責任範囲であり、厳密な審査をするならば、田中氏は胸を張って**「規制委は再稼働の可否を技術的レベルで審査・判断する機関だ」**ということでしょう。世界的に見れば、原子力規制当局は、原発の稼働に関して判断権限をもつものですが、「原発の稼働・再稼働」の審査・判断権限のない、いとも珍妙な「原子力規制委員会」が日本に誕生することになりました。

衆院原子力調査特別委でのやりとり

「第５層の実効性」「避難計画の実効性」について、科学的・実証的に審査し合格証を交付する行政機関ないしは規制当局あるいは災害対策当局が日本には存在しない、この事情を２０１４年１１月６日に行われた衆議院・原子力問題特別調査委員会のやりとりからみてみましょう。質問に立つのは元首相の菅直人衆議院議員です。**（25-26 頁掲載同テキスト起こしを参照）**

菅氏「（規制基準に合格すれば）電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それとも･･･もう一つ、避難の問題とか（すなわち第 5 層の実効性）についてはもう一つの条件。…もう一つの条件として（一定の審査に）合格したのちでな

<次頁に続く>

写真１　衆議院　原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で 30km 圏地元同意が再稼働の条件になっているかどうかを質す菅直人議員

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑動画より（https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I）

<前頁より続き>

ければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや（規制基準に）合格すれば事業者の判断で（再稼働を）やっていいという理解なのか、委員長の見解をうかがいます」

田中俊一原子力規制委員会委員長「我々が俗に言う適合性審査は、よく深層防護が 5 段階あると。で、5 つめが住民の防災避難計画でございます。その 4 段階目までは私ども（規制委）がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民避難計画がきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階に入らないと認識しております。これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、そこの地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます」

菅氏「もう一度重ねてお聞きします。（避難計画など防災対策を）

自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分たち（規制委のこと）は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（法律上の）体系だと。5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

田中氏「住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思います」（田中氏は矛先をかわそうと必死である）

菅氏「ですから聞いているんです。そこがキチンとなっている（原子力防災避難計画の実効性が確認されている）という何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法の方（規制基準適合のこと）はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？」

田中委員長「その通りだと思います」（以上 25-26 頁参照）

つまり、原発再稼働の法的要件は、規制基準に適合する（第 4 層までを満足する）とともに第 5 層（その中心は防災避難計画）の実効性が担保されていなければ、再稼働に至らない、それが現行法体系の趣旨だということになります。

写真 2　衆議院　原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で答える田中規制委員長

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑動画より（https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I）

避難計画実効性は誰も審査しない仕組み

ところが、第 5 層の実効性は誰も審査しない仕組みになっている、菅氏はこの点を鋭く突きます。

菅氏「それでは（第 5 層の）の実効性は、原子力規制委員会が審査しないのだから、どの行政機関が審査・判断するのか？どなたでもいいですよ、答えてください」

答えるのは山際大志郎経産副大臣です。

山際副大臣「避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体が作るということでございます」（山際氏も誤魔化そうと必死である）

菅氏「全く答えになっていません。私は地方自治体が作ることを否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？」

山際氏「法令上の、という話でございますので、その地方自治体が作った地域防災計画を、･･･法令上審査するということにはなっていません」（25-26 頁参照）

これは驚くべき回答です。つまり第 5 層の実効性は担保されないまま、やろうと思えば、紙の上の実効性のない避難計画であっても、避難計画さえあれば、再稼働に突入できるという、とんでもないことになってしまいます。法令上、この事態をさけるには、結局、菅氏と田中氏のやりとりにあったように、避難計画を義務づけられている自治体自身が、「これでいい。この計画は実効性があるので再稼働していいよ」と認めなければなりません。

東電姉川常務の証言

「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件」、このことを菅氏は原子力事業者にも確認しています。当日原子力事業者を代表して委員会に出席したのは東電の姉川尚史常務です。次にそのやりとりを見てみましょう。

菅氏「そうすると、たとえば 30km 圏のある自治体がですね、それは困ると、安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働はできないという理解ですね？（地域防災計画の中心である避難計画に実効性がないこと指している）」「30km 圏自治体がこれでいいといわないと、（原発再稼働の）スイッチは押せない。そういう理解でいいんですね？」

これに対して姉川氏は次のように答えます。

姉川氏「（30km 圏自治体の）地域防災計画が定まっていない、すわなちご理解をいただいていないということであれば、我々事業者としては条件が十分でないと。再稼働の（法的）条件が十分でないと認識しております」（25-26 頁参照）

東電姉川氏は、わかりやすくいうと、原子力事業者にとっても「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件だ」といっていることになります。

<次頁に続く>

＜前頁より続き＞

原子力事業者は、その原子力事業者防災業務計画策定を義務づけられています。その業務計画では、自ら行ったベントからの住民の避難を、事業者として支援することが義務づけられています。

自治体が、みずから作成する防災計画（避難計画）に実効性がない、あるいは原発再稼働そのものに反対だといえば、原子力事業者は当然のことですが、事業者防災業務計画の策定ができなくなります。原発の通常営業転開始＝再稼働には、「原子力事業者防災業務計画」が完備していることが必須条件ですから、「自治体」が「再稼働はダメだ」「防災業務計画策定に協力しない」といえば、それを押し切って、原子力事業者は、原発を再稼働できなくなります。姉川氏の発言は、「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを、原子力事業者の立場から描写したものだいえましょう。

写真３　衆議院　原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で答える東電姉川常務

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑動画より（https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I）

再び、「30km圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」

それでは、次に「30km 圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」という問題を、９頁表５「避難計画実効性と３０km 圏自治体同意が法的要件の詳細フローチャート」を使って見ておきましょう。

これまで見たように、現行原子力規制法体系は「国民の生命、健康、身体」の保護を第一番目の目的に謳っています。この目的に反する原発再稼働はすべて違法です。

一方で第５層の実効性は誰も審査しません。最初からその実効性については誰も検証できないのです。やってみるまでわからない状態です。第５層の中心課題は、ベント時の避難及び避難計画の実効性です。ここが問題の出発点となります。

もし「避難計画に実効性がない・実際の役に立たない」となれば、「第５層は破綻」し、住民の生命・健康・身体の保護を謳う現行法体系に違反します。もしこれを承知で再稼働に踏み切れば、明らかな法体系違反ですから、再稼働できません。**（避難計画に実効性があるかないかを誰が審査し判定するのかの問題は、依然として存在します）**

次に「実効性がある･実際の役に立つ」とした場合、すぐに「第５層が成立」となるかというとそうはいきません。

話は変わるようですが、先日私は仲間と一緒に四国伊方原発の隣町、10km 圏の八幡浜市を訪問し、市民の方々といろんなおしゃべりをしました。その中である年配のご婦人が**「伊方原発が事故を起こして放射能がやってきても私は避難しない。ここで死ぬつもり。この年になって、今更避難といったって、いったい私がどこで暮らせばいいというのよ」**といっていました。このご婦人は結構現行原子力規制法体系の盲点をついています。

写真４　猫の額のように狭い、四国電力伊方原発の敷地

写真撮影：網野沙羅（2015 年 8 月 18 日）

「避難計画に実効性がある・実際の役に立つ」としても、このご婦人のように、避難しない、避難を拒否する場合はどうなるのでしょうか？それでも苛酷事故時、原子力事業者は破局的状況を回避するために、放射能放出（ベント）ができるでしょうか？できません。それでは「５層は成立」しなくなるからです。「住民の生命・健康・身体」の保護を謳う現行法体系に違反するからです。

苛酷事故時の避難そのものに同意が必要

つまり表５のチャートのように、「避難計画に実効性」がありかつ 30km 圏住民が、苛酷事故時のベントによる避難に同意した場合には、「第５層」が成立し、法の目的が満たされ、その原発の再稼働は合法的となるのです。

逆に「避難計画の実効性」はあっても**（誰が審査し判断するのかの問題は依然として残りますが）**、30km 圏住民が苛酷事故時のベントによる避難を拒否した場合**（ちょうど八幡浜市のご婦人のように）**、「第５層」は成立せず、法的に原発は再稼働できないことになります。また「避難同意」以前に、30km 圏自治体のどこかが「再稼働そのものに反対」した場合も同じ結果となります。再稼働に反対するということは「避難そのものに反対」と同義だからです。

こうして「30km 圏自治体同意」が、「３．１１後」の現在の原子力規制法体系下での、「再稼働法的要件」となるわけです。

ここで、前出菅質疑での田中原子力規制委員長の発言を思いだしてください。

「これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、そこの地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると」

田中氏の証言は、単に原発再稼働を巡る情緒論や感情論に触れたものではなく、現行原子力規制法体系の法的定めについて述べたものだということがわかります。

「30km 圏同意は原発再稼働の法的要件」、それも決定的に重要な法的要件なのです。

30km圏自治体同意は法的要件ではない、とする電力業界、マスコミ、原発推進自治体の見方

電力業界、マスコミなどはなぜ「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件ではない」とする見方をとるのでしょうか？

13 頁図３は、2014 年 12 月 18 日付け朝日新聞**（大阪本社版）**で、「割れる 30 ㌔圏内」「高浜再稼働へ自治体賛否」と題する記事を掲載しています。この記事はリードで**「関西電力高浜３、４号機の再稼働に向けて（まさかこの“再稼働”は「検査のための原子炉起動」を指しているのではありますまい）原子力規制委員会が 17 日ゴーサインを出した」**と例によって、原子炉設置変更許可取得を「合格」と思わせる書き方をしておいた上で、**「再稼働の判断に関与できない周辺自治体は反発を強めている」**と**「30km 圏自治体の同意権限」を頭から否定**しています。

そして本文中では**「自治体の事前了解（地元同意）は法的要件になっておらず、どの範囲の自治体の意見に耳を傾けるかは電力会社まかせだ」**と追い打ちをかけます。また**「京都府福知山市の松山正治市長は“（３０㌔圏の）すべての自治体の同意が必要だ”と話す」**と３０km 圏自治体の「感情論」「べき論」をさらっと紹介しておいた上で、同意の範囲について、**「福井県の西川一誠知事は地元自治体とは立地市町村と主張。関電の八木誠社長も、地元同意を得る範囲を“立地の県と町”との認識を示す」**と引導を渡します。**一見「30km 圏自治体」の立場に立った記事のように見せかけながら、実は電力会社や原発推進自治体の主張を伝える内容**で、この点、悪質な記事といえます。

図３　朝日新聞（大阪本社版）2014 年 12 月 18 日 10 版 34 面 ※無署名記事

第3種郵便物認可　朝日新聞

割れる30㌔圏内

高浜再稼働へ 自治体賛否

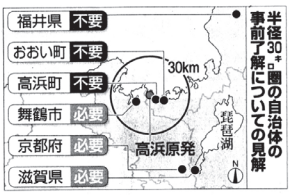

地元福井「判断を尊重」

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働に向けて、原子力規制委員会が17日、事実上のゴーサインを出した。地元同意などの手続きが順調に進めば、来春以降に運転が再開される。早期の再稼働を求めてきた地元自治体は歓迎するが、事故時には住民避難が迫られるにもかかわらず、再稼働の判断に関与できない周辺自治体は反発を強めている。

▼1面参照

「規制委の判断を尊重したい」。高浜原発がある福井県高浜町の野瀬豊町長は17日、規制委の審査書案了承を歓迎した。さらに、「幾つかの手続きが残っている。引き続き審査の動向を注視したい」と語った。

この日、原発が立地する地域など選出の福井県議12人が高浜原発を視察した。田村康夫議長は「任期の間に、いい方向性を出したい」と、統一地方選がある来年4月までに、県議会として再稼働に同意する可能性を示唆した。

西川一誠知事もコメントを出し、規制委に対し「残る手続きについて日程を明確にし、遅滞なく進めるべきだ」と要求。そのうえで「国は原子力の重要性を国民に強く訴え、責任あるエネルギー政策を揺るぎなく実行すべきだ」とした。

高浜原発の安全対策工事に携わる関電の協力企業の社員を受け入れている高浜町の老舗旅館「鼓松」。時岡明秀社長(56)は「再稼働すれば定期検査も必要になり、（商売は）ひとまずは安心だ」と話す。

福井県内の有効求人倍率は、8月から10月まで全国平均を上回る1・45倍を維持し、好調だ。高浜町を管轄するハローワーク小浜の担当者は「原発が稼働し、定期検査が始まれば、さらに高浜町近辺の飲食業や小売業の求人が好調になるだろう」と見込む。

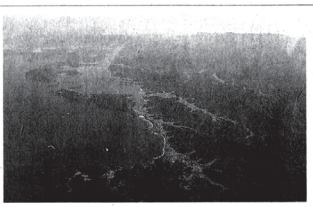

高浜原発（左下）の上空から琵琶湖（奥）を望む＝福井県高浜町、本社機から、豊間根功智撮影

隣接首長の反発相次ぐ

再稼働の判断にかかわれない自治体は反発する。

高浜原発の半径30㌔圏に約12万8千人が住む京都府。山田啓二知事はこの日、関西電力の岩根茂樹副社長と面談し、「何かあった場合には立地県並みに真っ先に影響を受ける。安全についてモノが言える協定が大前提だ」とクギを刺した。

滋賀県の三日月大造知事も17日、実効性のある避難計画ができていないことも挙げ、「避難態勢が不十分なままで原発を動かす判断をするときは断固抗議していく」と話した。

福島の事故後、原発の半径30㌔圏にある自治体は、避難計画の策定を義務づけられ、再稼働判断への関与を求める声が増えた。しかし、自治体の事前了解（地元同意）は法的要件になっておらず、どの範囲の自治体の意見に耳を傾けるかは電力会社まかせだ。

一部が高浜原発の30㌔圏にかかる京都府福知山市の松山正治市長は「（30㌔圏の）すべての自治体の同意が必要だ」と話す。だが、朝日新聞が10月に実施したアンケートで、福井県の西川一誠知事は「地元自治体とは立地県と立地市町」と主張。関電の八木誠社長も、地元同意を得る範囲を「立地の県と町」との認識を示す。

高浜原発とプルサーマル発電

東京電力福島第一原発事故の前まで、1～4号機の4基で関西電力の総発電量の約2割を占めた（2010年度実績）。関電は10年12月に初めて3号機でプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX燃料）を燃料に使うプルサーマル発電を実施。プルトニウムを使うことから通常の原発より危険性が高いとの指摘もある。

13年6月には福島の原発事故後では国内で初めてフランスからMOX燃料を高浜原発に移送したが、関電は公式にはプルサーマル発電による再稼働を明言していない。関電は1、2号機は稼働40年を超えても運転を続ける構えだ。

「国民的議論 避けているのか」

再稼働禁止求めた原告ら 怒り

「再稼働禁止への道は険しく、なかなか思い通りにならない」

高浜原発3、4号機の審査書案が17日、了承されたのを受け、福井県敦賀市議の今大地晴美さん(64)はため息をついた。

大飯原発3、4号機の運転差し止めを求める訴訟の原告団に加わり、今年5月、福井地裁で勝訴した。だが、関西電力は控訴。判決は確定せず、このままでは再稼働は止められない。

今月5日、規制委の審査が進んでいた高浜3、4号機も加え、暫定的に4基の再稼働の禁止を求める仮処分を福井地裁に申し立てた。来年1月28日に審理が始まる。「地裁にはスピード審理を求めたい」。原告団のあせりは募る。

一方、滋賀県長浜市の辻義則さん(67)は衆院選で与党が大勝した直後の了承に反発する。「規制委は国民的な議論を避けようとしているかのようだ」

辻さんは滋賀、京都、大阪の住民とともに高浜3、4号機、大飯3、4号機の再稼働禁止を求める仮処分を大津地裁に申し立てたが、11月に却下された。辻さんらは、年明けにも改めて再稼働禁止を求める法的手続きを進める考えだ。

ところで朝日新聞は、なぜ「30km 圏自治体同意は法的要件ではない」と主張できるのでしょうか？いったいその根拠はなんなのでしょうか？

その根拠は、**現行原子力規制法体系のどの条文にも「再稼働にあたって３０ km 圏自治体同意が必要だ」とは書かれていない、明文化されていない、**というものです。これは驚くべき単純幼稚な議論で、もしそうなら、法律の条文解釈はまったく必要がない、解釈問題は意味がない、ということになります。**実際に法律論争の 99% までが条文解釈問題**なのです。前頁にご紹介したように、現行原子力規制法体系全体を詳細に検討した上で、「法的要件ではない」と結論するならともかく、「条文に書いてない」から、というのでは解釈論争にもなりません。

私はもう一つ大きな要因があると思います。つまり 2 頁 3 頁で検討した**「３．１１後」の劇的変化を実は電力会社が認めていない、したがって電力会社の言い分をそのまま書くマスコミも「３．１１後」の劇的変化を認めていない**、ということになります。繰り返しますが「３．１１後」、原発は苛酷事故を起こすものとなったのです。そしてその後の法体系や原発地元の概念も劇的な変化をとげたのです。電力会社やマスコミが「３．１１前」、原発安全神話時代の視点を固定したまま、「３．１１後」の状態を眺め、解釈しているということでもあります。

「新しい酒は新しい皮袋に盛」らなければなりません。電力会社やマスコミは、「新しい酒を古い皮袋のまま盛」ろうとしているのです。

30km圏自治体同意とはどういう形をとるのか？

ここで「30km 圏自治体同意」あるいは「不同意」とはどのような政治意思表示形態をとるのかを考えておきましょう。というのは、今まで原発推進勢力にイニシアティブをとられっぱなしで、反・脱原発の立場からこの問題に対する意識的アプローチが見られなかったからです。

前頁までにご紹介した鹿児島県や薩摩川内市のケースが参考になります。陳情書や請願書を地方議会にあげ、それを議会が意見書採択という形で決議し、それを受けて首長が「同意」「不同意」の政治意志を表明するという形です。ただし、15頁表8は、川内原発再稼働に同意したとされる鹿児島県議会の意見書で、表題は「再稼働等に関する意見書」となっており、表題から歯切れの悪いこと夥しいのです。内容を読んでみると、原発の**「安全性について不安を持ち、再稼働（もちろんマスコミが報道するように「検査のための原子炉起動」のことではありません。念のため）に反対する声が根強く存在する」**だの「当県の立地自治体**（これは当然 30km 圏自治体のことです）**からは、実効性のある避難計画の策定や再稼働に係わる地元同意の範囲等について、明確な国の関与を求める声が上がっている」だのといった文言がちりばめられており、箇条書き部分を読んで見ても、是非川内原発を再稼働すべきある、などといった文言は見られず、むしろ再稼働に否定的な内容になっています。唯一「当県議会は･･･国内初の再稼働に向けた判断をおこなったところである」という文言が、あえて「再稼働同意決議」なのかなと思わせる部分ですが、これとても「どう判断」をおこなったのか、明確ではありません。また経産大臣の回答に「①原子力規制委員会が安全性を確認した原発」とあるのは、前述のごとく事実誤認です。つまりこの決議意見書自体が一部事実誤認の上に成立しています。ともかく、この鹿児島県議会決議を受けて、伊藤知事がどう解釈して、これを「川内原発再稼働同意決議」だとしたのか理解に苦しむところですが、伊藤氏によれば鹿児島県議会決議を受けて、知事として「再稼働に同意」表明をしたことになっています。

表 6　姶良市議会で全会一致決議された「川内原発１号機２号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発１号機２号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から３年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼動は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになるのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発１号機２号機再稼動に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発１号機２号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年７月 11 日
姶良市議会議長　湯之原　一郎
鹿児島県知事　伊藤　祐一郎　殿

（※赤字は当方の強調）

【資料出典】鹿児島県姶良市市議会『原発に関する意見書』（平成 26 年第２回定例会）

つまり－。

①　陳情書や請願書を受けて議会が決議し、これを受けて首長が政治的意思表示をする

これは同意・不同意にかかわらず 30km 圏自治体の政治的意思表示の一つのパターンです。

九電社長の 30km 圏首長に対する裏工作を伊藤氏自ら暴露

それでは、14 頁表 6 の姶良市議会決議の場合はどうでしょうか？これは実に明確な意見書で「川内１号機２号機の再稼働に反対」するばかりでなく「廃炉」まで求めています。これは姶良市の政治的意思表示ではないのでしょうか？伊藤鹿児島県知事は、この決議を全く無視する構えを見せています。

<次頁に続く>

表 7　いちき串木野市　意見書

市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書

2011 年３月 11 日、東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染水の対策は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀なくされています。

福島県は本年４月３０日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に、約４７万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る６月１８日から 20 日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの３会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

その内容は

○県道川内・串木野線は狭隘で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海抜も低く浮波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。

○国道３号、270 号が避難ルートとして示されているが、避難車両の台数や地震・津波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。市民の大量被ばくを防止するために 30km 圏外へ数時間以内で避難できる計画を策定すること。

○30km 圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や障がい者、高齢者など災害弱者の避難・誘導・搬送を確実にスムーズに行える計画とするとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。

○保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される計画であること。

○5km から 30km圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を第定すること。

○スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。

○避難先として指定されている場所（受入先自治体）は、秋から春にかけて風下となるため、あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。

○姶良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計画に盛り込むこと。

などであります。

いちき串木野・３万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

平成 26 年６月 26 日
鹿児島県いちき串木野市議会議長　下迫田　良信

（※赤字は当方の強調）

【資料出典】鹿児島県いちき串木野市市議会（平成 26 年６月第２回定例会）

＜前頁より続き＞

14 年 11 月 7 日の記者会見では、「九電の社長さんが全部の**（明らかに 30km 圏自治体全部のという意味）**首長さんを回りました時に、大体首長さんレベルではそれで･･･それでご了解をいただいていると思うんですよね」と九電の瓜生道明社長が、自ら自治体工作を行ったことを暴露しています。**（九電の裏工作はその後も継続していることは想像に難くありません）**

この場合瓜生社長は姶良市の笹山義弘市長にも面会したはずで、伊藤氏の口ぶりからは、篠山氏が内々に川内再稼働に同意を与えたことをうかがわせます。つまり議会の政治的意思表示と首長の意思表示が異なった場合、自治体意思表示はどうなるのか？**（といって笹山氏は正式に同意を表明していません。伊藤氏の言を信ずれば、あくまで九電との裏取引に過ぎません）**

もう一例、表 7 のいちき串木野市の場合。この意見書はきわめて具体的な実例をあげて、いちき串木野市の避難計画の実効性に疑義を提出した優れた意見書ですが、この場合再稼働に反対とも賛成とも述べていません。しかし避難計画にこれほどの疑義を示し、避難計画の実効性を否定しているということは前述のごとく、第５層の成立を否定しているものであり、従ってこれを押し切って再稼働すれば、その再稼働は法令違反、違法な再稼働ということになります。この時も瓜生社長は、いちき串木野市の田畑誠一氏に会って裏取引をしたと推定できますから、首長と議会の政治意志が違うということになります。

この場合は、

② 首長と議会が協議して政治的意思表示を一本化することが必要になる

さらに一本化がむつかしければ、

③ 議会を解散して選挙を行い住民の政治的意思を問う、あるいは首長が辞職して首長選挙を行い、いずれにしても住民の意志を問う

プロセスが必要になってきます。

住民の意思を問うという意味では、首長選挙、議会選挙など間接的手法を採用するのでなく、

④ 再稼働に同意・不同意を直接テーマに住民投票を行う

ことも有効でしょう。この場合住民投票の結果が、正式な自治体の政治的意思表示であり、その結果は法的に有効であることを事前に条例などで決定しておく、結果の政治的有効性をあらかじめ保証しておくなどといった措置が必要でしょう。

ともかくいかなる形で「30km 圏自治体意思表示をするか」という課題はこれまで本格的に研究されたことはありませんでした。今後この研究が早急に進められるべきでしょう。

さらに、「姶良市決議」「いちき串木野市決議」はいずれも地元の市民が、議会に提出した陳情書なり請願書がベースになっているという点が最も重要です。これら陳情書や請願書の内容が科学的・実証的であったがために、議員を動かし、議会の意見書決議に色濃く反映するという形です。これは鹿児島県議会意見書でも同様です。つまり、**調査・研究にベースをおいた地道な市民活動が、原発を止める原動力になりうることを示しています。**

表８　鹿児島県議会が 2014 年 11 月 7 日臨時会で可決した意見書

原子力発電所の再稼働等に関する意見書

原子力規制委員会は九州電力川内原子力発電所１，２号機について，新規制基準への適合性審査を進めてきた結果，去る９月１０日に審査書を最終的に決定し，原子炉設置変更許可が出されたところである。

これを受けて，政府は，知事の要請に応えて，９月１２日に「①原子力規制委員会が安全性を確認した原発の再稼働を進める。②立地自治体など関係者に理解と協力を得るように取り組む。③事故が起きた場合は政府の責任で対処する。」などとする経済産業大臣名の文書を知事に提示した。

県は，原子炉設置変更許可の後，立地自治体である薩摩川内市ほか４市町で，原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査結果に関する住民説明会を開催したところであるが，県民及び国民の間には，原子力発電所の安全性に不安を持ち，再稼働に反対する声が根強く存在するのが現状である。

また，当県の立地地域の自治体からは，実効性ある避難計画の策定や再稼働に係る地元同意の範囲等について，明確な国の関与を求める声が上がっている。

原子力発電所の再稼働については，本来，国のエネルギー政策として，国が明確に責任を持って判断し，国民に対して説明責任を果たすべきであることは言うまでもない。

しかしながら，これまで，再稼働に向けた国の関与は十分とはいえず，当県及び地元自治体は極めて困難かつ多大な負担を余儀なくされている。

このような状況の中，当県議会は新規制基準に基づく国内初の再稼働に向けた判断を行ったところである。

よって，国におかれては，原子力政策の推進及び再稼働に関して，以下の事項について，最大限の対応を行うよう強く要請する。

記

1 原子力発電所の安全性及び再稼働の判断について，国民及び地方公共団体に対し，国が前面に立って明確かつ丁寧な説明を行い，その理解を得るよう取り組むこと。
2 再稼働に係る地元同意の範囲について，国において明確な基準を示すこと。
3 避難対策に関して，避難範囲の特定などを含む関係マニュアルの作成，避難のための道路港湾等のインフラ・公共施設の整備，広域避難等を想定した避難先の確保・具体的避難手段の調整，人的・物的支援体制の構築，要支援者への支援体制の確立等について国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。
4 エネルギー基本計画では，原子力発電の依存度について，「可能な限り低減させる」としているが，将来的に原子力に依存しない経済・社会構造の確立を目指すとともに，エネルギーのベストミックスなど，国民に方向性を速やかに示すこと。
5 地球温暖化対策への貢献という国際的な責務を踏まえ，徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入加速化，蓄電池・燃料電池技術による分散型エネルギーシステムの普及拡大等に向けた具体的取組を推進すること。
6 使用済燃料対策及び高レベル放射性廃棄物の最終処分などのバックエンド対策への取組を加速させること。
7 原子力防災体制の見直しにより地方自治体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ，適切な財政支援及び人的支援を行うこと。
8 避難計画の作成が求められているＵＰＺ圏内の自治体に対する財政支援について，電源三法交付金をはじめとする制度の充実強化を図ること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１１月７日

鹿児島県議会議長　池畑憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣　　殿
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
資源エネルギー庁長官
原子力規制委員会委員長

（※赤字は当方の強調）

【参照資料】鹿児島県 web サイト「平成 26 年 11 月臨時会において可決された意見書」
http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2611rin/documents/43207_20141218172632-1.pdf

マスコミを使って検査のための「原子炉起動」を「再稼働」とする荒技に出た原発推進勢力

図４は２０１５年８月１２日付け朝日新聞（大阪本社版）に掲載された「川内原発　再稼働」と題する一面トップ記事です。この日大阪朝日はかなりの紙面を割いて「川内原発再稼働」を大々的に報じています。

リードは「川内原発１号機が１１日午前、再稼働した」と、まず“再稼働”したことを伝えます。続いて、「約 2 年間の“原発ゼロ”は終わった」と意味づけます。

それでは、この新聞がなぜ川内１号が「再稼働」という状態に入ったといえるのか、というと本文中、「･･･制御棒 32 本を引き抜く作業が始まり、原子炉が起動。午後１１時に核分裂反応が連続的に起こる“臨界状態”になった」と書いています。つまり停まっていた原子炉を起動させることをもって「再稼働」と呼んでいることになります。

肝心の九州電力はこの点をどう言っているかというと、１９頁表１１「九電広報と哲野の電話でのやりとり」をお読みいただきたいのですが、**「哲野：検査のための原子炉起動を、再稼働などという言い方はこれまで社会通念上なかったですよね？それとも九州電力さんも、あれを再稼働と定義されますか？」「九電広報：いや、ま、違うと思いますけど」「九電広報：いや、私どもは再稼働といっておりませんので」**

「原発ゼロ」は終わったのか？

結局、朝日新聞がここで読者に刷り込みたいことは、日本の社会で「原発ゼロは終わった」という宣言に他なりません。

（朝日新聞だけでなく、全てのマスコミがこの日、一斉に金太郎飴のように、「川内原発再稼働」と報じました。一つぐらいへそ曲がりがいてもいいのに、と思っていたら、案の定、「原子炉起動をもって“再稼働”と報道する、というマスコミ各社の協定＝裏談合ができあがっていたことが判明します。第 131 回広島 2 人デモチラシ 4 頁参照！）

これまでみてきたように、川内 1 号の法的ステータスは、①規制基準適合性審査中である、②審査最終盤の「使用前検査」中である、③使用前検査中の「起動後検査中」である、④起動後検査のための原子炉起動が 8 月１１日午前に行われた、ということを知ってみれば、これが電力会社による営業運転再開＝再稼働、ではないことは一目瞭然です。

また九州電力にとってもこれを再稼働と認めるわけにはいきません。再稼働とは誰にとっても営業運転再開です。営業運転とは誰にとっても炉規制法でいう「原子炉の使用」にあたります。

「起動」を「再稼働」とする荒技

ところで、「検査のための原子炉起動」を「再稼働」としてしまうことは、言葉と論理が唯一の武器であるジャーナリズムとしてはかなり荒技になります。

<次頁に続く>

図４　2015 年 8 月 12 日（水曜日）朝日新聞（大阪本社版）14 版 1 面

2015年(平成27年)8月12日　水曜日　朝日新聞　1892年3月17日第3種郵便物認可　©朝日新聞社 2015年　48033号（日刊）

川内原発 再稼働

震災後 新基準で初

原発ゼロ 2年で終了

九州電力川内（せんだい）原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）が11日午前、再稼働した。東日本大震災後にできた新規制基準を満たす初の再稼働となり、約2年間の「原発ゼロ」は終わった。安倍政権はこの審査手続きを「ひな型」に原発の再稼働を進める方針だが、避難計画の実効性などに課題が残る。

川内1号機の再稼働は約4年ぶり。午前10時半に原子炉内で核分裂を抑えていた制御棒32本を引き抜く作業が始まり、原子炉が起動。午後11時に核分裂反応が連続的に起こる「臨界」状態となった。

九電は14日から発送電を始め、9月上旬にも営業運転に移る。2号機は10月中旬に再稼働させる方針だ。瓜生道明社長は「安全確保を最優先に今後の工程を進める」とコメントした。

政府は、東京電力福島第一原発の事故を受け、独立性がより高い原子力規制委員会を設け、地震や津波対策を強化した新規制基準を2013年7月に施行した。菅義偉官房長官は11日の記者会見で「原子力規制委員会によって、世界でも最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合は、原発の再稼働を進める」と、安倍政権の方針を改めて示した。

これまで規制委に審査を申請したのは、川内を含め

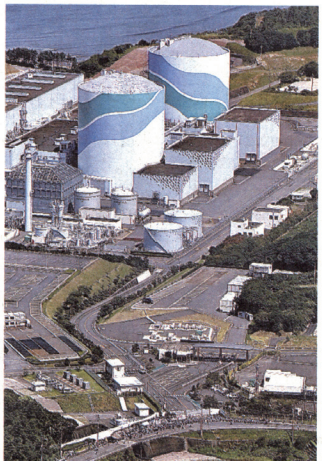

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴え大勢の人たちが集まっていた＝11日午前10時46分、鹿児島県薩摩川内市、本社ヘリから、福岡亜純撮影

「原発ゼロ」から再稼働への動き

- 11年3月　東日本大震災、東京電力福島第一原発事故
- 13年9月　関西電力大飯4号機が定期検査で停止。「原発ゼロ」に
- 15年8月11日　**九州電力川内1号機が再稼働。「原発ゼロ」が終わる**
- 10月中旬　川内2号機が再稼働予定
- 再稼働時期未定　関電高浜3、4号機と四国電力伊方3号機の再稼働手続き中
- 再稼働時期未定　大飯3、4号機と九電玄海3、4号機が新基準への適合審査を経て再稼働手続きへ

福島事故の現実 直視を

編集委員（福島駐在）　上田 俊英

夏の太陽が大地を焦がす。整然と区画された田を道府県にちりぢりになった。いまも11万人近くが避民の一時移転先は示すが、その先はどうするのか。薩

ば、こんな生活が待っている。再稼働をする人たち

っているとは思えない。

こんな状況での再稼働が、なぜまかり通るのか。

安倍首相は「原子力規制委員会によって安全が確認された原発は再稼働する」

2015年（平成27年）8月12日 水曜日

朝日新聞

経済７面／国際８．９面
金融情報12.13面
囲碁将棋12面
小説12.26面
スポーツ14.15.16.17.18面
地域20.21面
生活24面／文化文芸26面
新聞と９条27面
ＴＶラジオ25.30面

朝日新聞大阪本社
〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
電　話:06-6231-0131　www.asahi.com

人・空気・未来
高砂熱学工業

第97回 全国高校野球　16.17.18.28面

▷2回戦

鶴岡東	(山形)	9－6	鳥取城北	(鳥取)
関東一	(東東京)	12－10	高岡商	(富山)
興南	(沖縄)	6－5	石見智翠館	(島根)
花咲徳栄	(埼玉)	15－3	三沢商	(青森)

きょう大会第7日　左が一塁側　開門は午前7時

▷2回戦

東海大相模	(神奈川)	8:00	聖光学院	(福島)
遊学館	(石川)	10:30	九州学院	(熊本)
作新学院	(栃木)	13:00	上田西	(長野)
中京大中京	(愛知)	15:30	鹿児島実	(鹿児島)

オピニオン＆フォーラム・社説・声
社説　原発再稼働　川内をひな型にするな　10面

それから　106年ぶり連載　月～金　26面

＜前頁より続き＞

というのは、今後マスコミは、「通常営業運転再開」という意味で「再稼働」という言葉を使えなくなるからです。**（しかし時間の経過とともに知らぬ顔して本来の意味で「再稼働」という言葉を使うでしょうが。新聞の読者やテレビの視聴者は何しろ忘れっぽいことを一大特徴としています）**

現実に図４の朝日の記事で、「九電は１４日から発送電を始め、９月上旬にも営業運転**（これが今まで使ってきた再稼働です）**に移る」と書き、「営業運転」再開と「再稼働」を分けて書かねばならなくなっています。

17 頁図５は８月２９日付け中国新聞**（広島の地元紙）**の 3 面に掲載された「来月１０日営業運転開始」と題する記事です。

（中国新聞に掲載された、と書きましたが、これは共同通信配信記事です。中国新聞の記者がオリジナルに書いた記事ではありません。共同通信と契約を結んでいる地方紙各社に、共同通信が配信している記事の１本です。本来共同通信から配信された記事は「共同通信」のクレジットを入れなければならない契約になっていますが、これを守っている新聞はほとんどありません。厳密に守ると一面記事、政治・社会・経済記事のほとんどが「共同通信」のクレジットで埋め尽くされ、地方紙の紙面の作り方が読者にばれてしまうからです。現在の地方紙のあり方は共同通信配信記事のクリーニング屋さんに過ぎません）

図５　2015 年 8 月 29 日（土曜日）中国新聞 16 版 3 面
共同通信配信記事

来月10日 営業運転開始

川内原発1号機 フル出力は今月31日

九州電力は28日、再稼働させた川内（せんだい）原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）の営業運転を9月10日に始めると原子力規制委員会に報告した。現在95％の出力は今月29日に100％に上昇させる。原子炉内で発生する熱出力を100％に保つフル出力運転は同31日に始める。九電は復水器のトラブルで出力上昇作業を一時中断していた。

営業運転開始の前に必要な規制委の最終的な検査を9月10日に受ける。検査に合格した時点で、調整運転から営業運転に移行する。新規制基準に基づく審査に合格した原発の営業運転は初めてとなるため、最終検査を慎重に進めるべきだとの意見が規制委内にあり、営業運転開始が同11日以降にずれ込む可能性もある。

川内1号機は、発電タービンを回した後の蒸気を水に戻す復水器内の冷却用配管5本に微小な穴が開いて海水が漏れるトラブルが起き、九電は今月21日に出力上昇作業を中断。その後、復水器を復旧させ、27日に出力を75％から95％に上昇させた。

川内1号機は営業運転に向けた最終段階となる使用前検査が今年3月から継続中で、今月11日に原子炉を起動させて再稼働した。14日に発電と送電を始め、徐々に出力を上げていた。

1号機と同時に審査に合格した2号機でも検査が続いており、九電は10月中旬の再稼働を目指している。

廃炉 自

経産省概算要求

経済産業省は28日発表した2016年度予算の概算要求に、古くなった原発の廃炉が決まった地元自治体

この記事でも「再稼働」はすでに済んだことになっていますから、９月１０日には営業運転が始まることにしなければなりません。営業運転と再稼働は別物です。**「営業運転開始の前に必要な規制委の最終的な検査を受ける」**と書いていますが、これまでこのチラシをお読みになった方はすぐに了解されるように、これは**9月9日・１０日で行われる予定の使用前検査の中の「５号検査」を指しています。**つまりこの記事そのものが、川内１号機が、まだ規制基準適合性審査に合格していないことを認めているのです。また「最終検査を慎重に進めるべきだとの意見が規制委内にあり、営業運転開始が同１１日以降にずれ込む可能性がある」としていますが、「慎重にすすめるべき」もなにも検査なのですからなにが起こるかわかりません。もともと「検査を 2 日間で終わらせる」というのは九州電力の希望に過ぎません。２日間で終わらなければ 3 日間でも４日間でも、あるいは再検査してでも、徹底的に最終検査をしてから「合格証」を出すというのが本筋です。九州電力の希望に規制委が合わせるなどということがあってはなりません。つまりこの記事は九州電力の立場に立って書かれていることがわかります。

図６　2015 年 8 月 30 日（日曜日）朝日新聞 10 版 4 面

川内出力100％に あすフル稼働

九州電力は29日、川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市、89万キロワット）の発電機の出力が100％になったと発表した。午前9時半に出力95％から上昇を始め、午前11時半に100％に達した。原子炉や発電用タービンに異常がないかを確認し、31日に「定格熱出力一定運転」というフル稼働の状態になる。

9月9日、10日の原子力規制委員会の最終検査で問題がなければ、10日に営業運転に移る見通し。

川内1号機は8月11日に原子炉を起動して再稼働し、14日から発送電を始めた。その後設備の一部にトラブルがあったが、補修したうえで営業運転への準備を進めている。

なぜわずか１ヶ月が待てなかったのか？

ところでここで大きな疑問が出てきます。九州電力川内１号機は８月１１日ではないにしろ、９月１０日以降には確実に「使用前検査合格」となり、晴れて規制基準適合性審査を終了し、原発再稼働の大切な法的要件を満たすこととなります。これはもはや確実な情勢です。つまり一連の新聞記事がいう「営業運転再開」です。細かいことになりますが、検査合格証が交付されるまで「使用前検査中」の法的状態を規制委は認める腹ですから、「検査終了」と「検査合格」はシームレスに連続します。検査が終了したからといって、九州電力は川内１号機の原子炉起動を止めなくてもいいのです。**（本来は、検査終了→報告→規制委員会審議→検査合格了承→合格証交付と検査終了と検査合格の間にはタイムラグがなくてはなりません。そのタイムラグの間、九州電力は川内１号使用の法的根拠を失いますので、いったん原子炉を止めなければなりません。ところが今回は検査終了＝合格証交付とタイムラグがないのです。これは規制検査担当に確認しています。九州電力と規制委の間は明らかに話し合いがついています。これも一種の裏取引です）**

「川内原発再稼働」の一斉報道を、なぜ晴れて検査合格 ＝ 規制基準適合性審査終了→営業運転再開のその時までまてなかったのか、という疑問です。なぜ「検査のための原子炉起動＝再稼働」という荒技まで使って「再稼働」が開始された、という印象を振りまかなければならなかったのか？なぜわずか１ヶ月が待てなかったのか？という疑問です。

これは「原発 30km 圏自治体同意が原発再稼働の第２の法的要件」という問題と大いに関連がありそうです。

違法な川内１号機の再稼働に踏み切るつもりの九州電力

これまでみてきたように、**九州電力は ９ 月１０日以降の「使用前検査合格証」交付を受けると、原子炉を止めずにそのまま営業運転に入るつもり**です。つまり**再稼働するつもり**です。これが九州電力にとって“再稼働”であることは、表９の九州電力プレスリリースに添付された「９月の需給見通しについて」という別表を見れば、一目瞭然です。自ら**「川内原子力発電所１号機再稼働後」**と記載しているのですから。１９頁表１１で九州電力広報は、営業運転再開がいわゆる「再稼働」であることをなかなか認めず、「九州電力は再稼働という言葉を使っていない」といっていますが、「頭隠して尻隠さず」です。

第２の法的要件「川内原発３０km 圏自治体同意」も正式な取り付けが完了したとは言いがたい状況ですから、これは**違法な再稼働**ということになります。肝心の「30km 圏地元同意取り付けが法的要件なのかどうか」、九州電力の見解も表１１の通り現在のところ正式な回答を得ていません。

九州電力が、川内原発の違法な再稼働に踏み切る構えなのは、８月３１日のプレスリリースをみてもわかります。このプレスリリースで、九州電力は川内１号機が再稼働した後の、９月の電力需給見通しを公表しているからです。**（表９参照）**

表９-1　規制基準適合性審査合格後、営業運転するつもりの九州電力のお知らせ　抜粋

平成 27 年 8 月 31 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所１号機運転再開に伴い
今夏の需給見通しを見直しました

本日、川内原子力発電所 1 号機が定格熱出力一定運転を開始したことに伴い、2015 年度夏季（9 月 ）の需給見通しについて、見直しを行いました。（別紙参照）

その結果、川内原子力発電所 1 号機の再稼働による供給力の増加により、融通を見込まずとも予備率 6.7%を確保できる見通しとなりました。

・・・当社としましては、電力の安定供給を維持するためにも、引き続き、原子力発電所の適合性検査や使用前検査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、需給両面の対策に最大限取り組んでまいります。

表９-2　上記お知らせの別紙抜粋（2015.8.31）

今夏 (9 月) の需給見通しについて
(川内原子力発電所 1 号機再稼働後)

（発電端：万 kW）

	当初見通し	川内原子力 1 号機再稼働後
需要	1,487	1,487
供給力（合計）	1,532	1,586
原子力	0	89
火力	1,151	1,151
水力	110	110
揚水	175	189
太陽光・風力	35	35
地熱	14	14
融通	49	0
新電力等	▲1	▲1
予備力【予備率】	45【 3.0%】	99【 6.7%】

（注 1）H25 年度並みの猛暑を想定
（注 2）四捨五入の関係で合計値が合わないことがある

【参照資料】九州電力 web サイトお知らせ
http://www.kyuden.co.jp/press_h150831-1.html

この需給見通しによれば、川内原発１号再稼働で供給力は、１５３２万 kW から１５８６万ｋW に増加し、しかも「融通」は４９万 kW からゼロになるとしています。**（融通電力とは他の電力会社からの供給電力のことで、この場合は主として中国電力から受けている供給がゼロになることを意味しています）**

川内１号の稼働がいかに九州電力の電力供給力を増強するかを示す、といいたいところでしょう。しかし実際は違います。**九州電力の電力供給力の決め手は、川内原発１号機の再稼働にあるのではなく、いかに他社電力を安く購入するかにある**のです。

表１０は２０１５年３月期の九州電力有価証券報告書から抜粋した九州電力需給実績です。表９の数字の単位は、供給力ですから「万ｋW」、それに対して表１０は、需給実績表ですから単位は「百万ｋW/ 時」と単位が違います。表１０で「融通」とあるのは他の電力会社から受けた供給量です。**（表では融通による受電は９億 4800 万ｋW/ 時とわずかでしかありません）**

それに対して自社火力発電での供給量は約５９０億ｋW/ 時で他電力会社からの融通電力などは問題になりません。それではこれで九州電力の全供給力なのかというと、実際はそうではありません。**「他社受電電力量」がなんと２３９億ｋW/ 時もある**のです。これは電力会社以外から購入する電力という意味です。**その中心が電源開発の石炭火力発電所、長崎県にある松浦発電所（142.5 万 kW）と松島発電所（１００万ｋW）**です。川内原発１ 号の８９万ｋW などは目ではないのです。しかも、**電源開発から購入する電力は１ｋW/ 時あたり約 9 円ときわめて低い**のです。川内原発１号の発電コストは、恐らく１ｋW/ 時あたり１０円をくだらないでしょうから、**自社発電コストより低い**のです。

表９では、火力１１５１万ｋW の自社・他社の内訳を示していませんから、見えにくいのですが、**有価証券報告書と合わせて読むと、すでに九州電力管内では電力供給過剰状態**になっていることがわかるとともに、電力予備力や電力予備率のごまかしについてもよくわかります。九州電力の電力供給力全体をとってみれば川内１号の稼働などは大きな要素ではないのです。

表 10　九州電力の需給実績（有価証券報告書 91 期より）

種別				当事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）	前年度比（%）
初受電電力量	自社	水力発電電力量	（百万 kWh）	4,121	109.2
		火力発電電力量	（百万 kWh）	59,022	94.4
		原子力発電電力量	（百万 kWh）	-	-
		新エネルギー等発電電力量	（百万 kWh）	1,299	93.4
	他社	受電電力量（新エネルギー等再掲）	（百万 kWh）	23,905 (5,037)	100.3 (166.8)
		送電電力量	（百万 kWh）	△1,276	184.9
	融通	受電電力量	（百万 kWh）	948	88.3
		送電電力量	（百万 kWh）	△31	109.7
	揚水発電所の揚水用電力量		（百万 kWh）	△205	35.6
	合計		（百万 kWh）	87,783	96.2
損失電力量			（百万 kWh）	6,504	95.2
販売電力量			（百万 kWh）	81,279	96.2
出水率			（%）	100.7	-

【参照資料】九州電力 web サイト有価証券報告書 91 期 12p より「需給実績」
http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0047/8532/qj4wg2ba.pdf

表 11　九州電力広報グループと哲野の電話でのやりとり（2015 年 9 月 2 日）

哲野：9 月 10 日ないし 11 日に営業運転を開始のプレスリリースを見ました。

　要するに、5 号検査を 9 月 9 日・10 日で原子力規制委員会に申請した、この日付は 8 月 28 日ですね。それで、2 日間の 5 号検査を受けて合格証を得る、と。で、そのまま営業運転に移行するという、こういう理解でいいですか？

広報：その通りです。

哲野：検査の予定が延びて、3 日かかるということはないですか？

広報：いえ、9 日・10 日の 2 日間で終える予定です。

哲野：定期検査も同時に進めていらっしゃいますから、これも 10 日の日程にあわせて終了すると、こうなると規制基準適合性審査合格･終了、定期検査終了、で完全に法的要件が整うわけですよね。

広報：はい。はい。そのまま営業運転に入っていくということです。

哲野：ここでささいな質問なんですけど、営業運転…

広報：私どもは通常運転という言葉を使っております。

哲野：じゃあ、通常運転再開、ということで理解していいですか？

広報：ええ、私どもは復帰という言葉を使っておりますが。

哲野：じゃあ、通常運転復帰。通常運転復帰と再稼働は同じ内容ですか、違いますか。

広報：こちらで定義をしていなんですけれどもね。再稼働という言葉は使っておりません。**（これは事実に反する。現実に九州電力が毎日上げている日報のフローチャートでは再稼働工程という言葉を使っている。）**

哲野：ここで再稼働という言葉をこれまで社会通念上、使ってきた意味合いで使ってるんですけれども。すなわち、規制基準に適合するなど、法的要件を全て満たした上で、電力会社さんが通常運転復帰ですか、ま、通常営業運転再開と、こういう意味で使ってるんですけれども。今日使われた通常運転復帰は再稼働と同じ意味なのかどうか。

広報：いや、社会通念上といえば、たとえば最近新聞さんは原子炉起動のことを再稼働と言っておられます。

哲野：検査のための原子炉起動を、再稼働などという言い方はこれまで社会通念上なかったですよね。これはお認めになるでしょう？それとも九州電力さんも、あれを再稼働と定義されますか？

広報：いや、まぁ、違うと思いますけど。

哲野：違うでしょう？あれは、検査のための原子炉起動ですよ。

広報：**（検査のための原子炉起動は）**ずーっと続いていきますけどね。

哲野：でも、それは法的には筋が通りませんよね。法的には検査合格証を貰ってから、通常運転ということになるわけですから。それとも、8 月 11 日の原子炉起動は検査のための起動ではなくて、将来の営業運転のための起動だと、こういう理解でよろしいですか？

広報：いや、全体としては繋がっていく、というご説明なんですけどね。

哲野:いや現実にはそうでしょうけれども、あの起動の目的はなんだったのか、検査のためだったのか、それとも将来の営業運転のための起動なのかというのが私の質問なんです。

広報：いや、あの、それは検査を受けるためになりますね。

哲野:そりゃそうですよね。あれを営業運転のための起動だと言えば、これはこれでちょっとした問題になりますよね。炉規制法で言う検査合格前の使用ということになりますから。これは原子炉設置許可取り消しになっちゃうかもしれない。

広報：よくわかりません。

哲野：うん、わからないことは横に置いておいて、あれは検査のための起動なのであって、それを再稼働だということは、社会通念上通りませんよね。どうお考えですか？

広報：いや、私どもは再稼働とは言っておりませんので。

哲野：そうでしょ、だからあれを再稼働だというのは、私もあなたもそう考えていないわけですから、この話のなかに、新聞があれを再稼働だと言っている、という話を絡ませないでもらいたい。ただでさえややこしい話が、またややこしくなりますから。

広報：社会通念上とおっしゃったので、最近新聞は原子炉起動を再稼働と呼んでますねと確認を差し上げただけです。

哲野：それはよくわかります。しかし、私たちが再稼働だと思っていない新聞紙上の報道をここで持ち出すのはやめましょう。混乱します。

広報：はい、わかりました。

（このやりとりは非常に面白い。通常、新聞で言われていることのコメントを電力会社に求めると、電力会社はあれは新聞の書いていることですから、私どもでは関知しませんと答えるのが普通。ところが今回の場合は、こちらが聞きもしないのに、新聞では検査のための原子炉起動を再稼働だと言っている、と九州電力広報の側から持ち出した。おそらくは、九州電力広報とマスコミの間には、一種の合意があって、原子炉起動を再稼働と言う社会通念をここで普及させようという合意が出来ていると私は想像する。）

哲野：色々すいません。あとですね、原子力事業者防災業務計画のことについてお尋ねしたい。原子力規制委員会のサイトに掲載されている、川内原発原子力事業者防災業務計画を見てみると、5 ページの「第 5 節　原子力事業者防災業務計画の修正」というところで「（2）社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ鹿児島県知事及び薩摩川内市長と協議しなければならない。」と書いてありますが、これは間違いないんでしょうか？30km 圏自治体全てと協議しなければならないんじゃないですか？これ、原子力規制委員会のガイドラインに沿って書かれたものだと思いますけれど、ちゃんとガイドラインに沿ってるんですかね？この点、ちょっとお尋ねしてみたい。

広報：それは調べて後でお答えをするということでよろしいですか？

哲野：はい、結構です。正確なところを教えて下さい。今の質問は、次の質問と関係するんですけれども、九州電力さんとしては再稼働地元同意を取り付けておくことは、現行原子力規制法体系上、法的要件と考えていらっしゃるのか、いや、それとも法的要件ではないと考えていらっしゃるのか。今､川内原発 1 号機だけに限ってお尋ねしてるんですけれども。あの、原子力安全協定の話じゃないですよ。あれは九州電力さんと自治体が私的に結んでるものですから、法的には全く関係ない話ですよね。

広報：・・・**（長い時間、答えがないので、哲野はじっと待った）**

哲野：どうお考えになってますか？

広報：・・・今のですか？

哲野：そうです。

広報：法的要件かといわれると、そうではないと思うんですけど…

哲野：道義的には同意を求めるけれども、法的には、法令上は同意は要求していない、とこういうお答えでよろしいですか？

広報：そういうことだと思うんですが。

哲野：はい、それでは…**（相手が何か言いかける）**はいはい、どうぞ。

広報：先ほどの防災業務計画の件と合わせて、この話**（地元同意取り付けが法的要件かどうか）**を確認させてください。

哲野：あれ？これ確認しなきゃいけないことですか？

広報：念のために。

哲野:ああ、そりゃそうでしょうね。じゃついでにご確認頂くときに、地元同意は法的要件ではない、あるいは法的要件である、どちらのお答えになるにしろ、一つ確認をとっておいて頂きたいのは、地元の範囲です。川内原発を例に取れば、地元は鹿児島県と薩摩川内市だけなのか、あるいは原子力災害対策指針が避難を義務付けている 30km 圏自治体およびその住民を指すのか。この点も合わせてご確認いただきたい。いつ、ご回答いただけますか？

広報：えーっと、ちょっと時間はわからないんですけれども

哲野：明日になっちゃいますかね？

広報：なりますね。明日以降になりますね。

哲野:ははぁ…**（金曜の広島 2 人デモのチラシがあるので実は気が気ではない）**

広報：はっきりとは申し上げられないんですけれども。

哲野：なるべく早くお願いいたします。ご面倒かけます。ありがとうございました。

第２の法的要件対策、早くも伊方原発地元に手を打つ

これまでみてきたように、現行原子力規制法体系下では、原発再稼働の法的要件は２つあります。

① **原子力規制委員会の規制基準適合性審査合格**

② **苛酷事故発生時、破局的状況を回避するための炉内放射能放出（ベント）からの避難を義務づけられている３０Km 圏自治体及び住民の同意**

これはいずれも当該原子力事業者が取得しなければなりません。

前述のように、九州電力川内１号機が９月中旬までに計画している営業運転再開 = 再稼働のケースでは、九州電力は川内原発３０km 圏自治体及び住民の再稼働取り付けを完了しないまま、再稼働を強行しようとしています。なぜこれが可能なのかというと、

① **「３０ km 圏自治体同意」が法的要件だとする認識が日本社会の共通認識となっていない。**

② **仮にこの法的要件に違反しても法体系に罰則規定がない。**

（従ってこの違法な再稼働を止める手段は裁判所からの運転禁止命令だけになります。それには裁判所に提訴が必要となります）

裁判所命令以外で、唯一「３０ km 圏自治体同意は法的要件」とする縛りを原子力事業者（電力会社）に守らせる圧力となるのは国民世論ですが、その国民世論も前述のごとく、「３０km 圏自治体同意」が法的要件だとする認識が日本社会の共通認識となっていない、現状では圧力、歯止めになり得ません。むしろ原子力事業者・政府がマスコミを使った「自治体同意は法的要件ではない」の宣伝にかき消されがちです。

しかし、事実は事実ですから、時間の経過とともにこの認識は国民世論の中に浸透していくことでしょう。現在でもマスコミ報道の中にちらりとこの問題に触れざるをえないのです。たとえば、２０１５年７月 16 日付けの中国新聞は、一面左肩に「伊方原発新基準適合」と題する記事を掲載しています。これは前日の７月１５日に規制委員会が伊方３号機の「原子炉設置変更申請」を許可したことを受けたものです。**「原子炉設置変更許可」を取得しただけで「新基準適合」とは恐れ入った話**ですが、この見出しは中国新聞の整理部がつけたものです。記事自体は中国新聞のオリジナルではなく、例によって共同通信配信記事ですが、見出しだけは中国新聞整理部がつけたものと見えます。というのは、これが「基準適合」でないことを知っている朝日や毎日の記事の場合は慎重に、「事実上の適合」とか、カギ括弧をつけて『適合』とか表記し、あとあとのアリバイ作りを行うからです。事情に疎い中国新聞の整理部は「これで適合」と信じ切っていますから、何の留保条件もつけずに「新基準適合」としたわけです。もっとも共同通信の配信記事本文に「これで合格」とはっきり書いていますので、中国の整理部が「適合」としたのも無理はありません。実際には、これまでみてきたように、使用前検査に合格してはじめて「新規制基準適合」となるわけで、この意味では九州電力川内１号機ですら現在ただいま「新規制基準適合」とはなっていません。

話がすっかり横道にそれました。この共同通信の記事では、「再稼働には今後･･･工事計画･･･保安規定の認可に加え、地元同意が必要となり、年内の再稼働は困難と見られる」と書いています。川内 １ 号が原子炉設置変更許可から１年経過してもまだ審査適合となっていないことを考えると、７月１５日原子炉設置変更許可を取得したばかりの伊方３号が１５年内に再稼働することは困難どころか不可能ということになりますが、ポイントはこの記事が「地元同意が必要となり」と書いているところです。この「地元」は決して原発推進自治体の愛媛県や伊方町を指しているのではありません。愛媛県や伊方町が「伊方再稼働」に反対することなどはあり得ないからです。 ＜次頁に続く＞

図７　中国新聞 2015 年７月 16 日（木）17 版１面（共同通信配信記事）

（1）　17 版　　第43520号

伊方原発 新基準適合

3号機 年内再稼働は困難

原子力規制委員会は15日の定例会合で、四国電力が再稼働を目指している伊方原発3号機（愛媛県伊方町）が「原発の新規制基準を満たしている」と結論付けた「審査書」を正式決定した。伊方3号機の合格が決まった。（3・31面に関連記事）

東京電力福島第1原発事故を教訓に施行された新基準に基づく審査合格は、九州電力川内（せんだい）1、2号機（鹿児島県）、関西電力高浜3、4号機（福井県）に続き3例目。

再稼働には今後、設備の詳細設計をまとめた工事計画や原発の運用ルールを定めた保安規定の認可に加え、地元同意が必要となり、年内の再稼働は困難とみられる。

この日の会合では伊方3号機を合格とすることに、田中俊一委員長を含めた5人の委員から異論は出なかった。田中委員長は会合後の記者会見で「求めてきたレベルの安全性を確認した。ゼロリスクや絶対安全がないことは理解してほしい」と述べ、合格が絶対的

図８　毎日新聞（大阪本社版）2015 年８月 27 日（木）12A 版 29 面

伊方原発避難

「計画倒れ」恐れる住民

細長い地形 「道寸断されたら」

四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）で事故が起きた際の防災体制が26日の「伊方地域原子力防災協議会」で了承され、避難計画などが国や自治体の「お墨付き」を得た形になった。しかし、原発が立地する佐田岬半島は東西約40キロの細長い地形で、避難の難しさは全国の原発でも際立つ。「計画倒れにならないか」。伊方3号機の再稼働に向けた環境整備が着々と進む中、住民の不安は尽きない。（1面参照）

寝たきりの10人を含む約100人が利用する伊方町の高齢者福祉施設。原発からは4・5キロで、事故時に即時避難が必要な5キロ圏内だ。避難計画では、直らどうなるのか。道路寸断時の施設内退避も想定し、放射性物質を一定程度遮断する工事を昨年実施。最大64人収容できる。施設長は「不安がないと言ったらうそになる。安全な稼働を願うだけ」。

原発から西側は、5キロ圏内に準じた対応が求められる予防避難エリアとされた。住民は4906人。計画では①自家用車やバスで松前町へ陸路避難②大分県へ海路避難③ヘリコプターで空路避難④屋内退避――と定める。放射性物質の放出まで時間的猶予があれば陸路を使うが、道路は原発の直近を通る。

児童や社会福祉施設の入所者ら支援が求められる人は857人。計画では、バス21台、福祉車両38台が必要で、バス会社の保有車両、県や四電の配備車両で台数を確保する――と具体的に記す。県は事業者との協定締結を進めているが、住民は安心できない。

原発から約30キロ、半島西端の正野（しょうの）地区は人口約330人。1人暮らしの阿部キヌエさん(85)は足腰が弱く、歩行には手押し車が欠かせない。「誰もが自分の避難で精いっぱい。助けには来てくれ

<前頁より続き>

明らかに３０km圏自治体の同意を指しています。そうすると、共同通信は、30km 圏自治体同意が法的要件と考えているのかということになりますが、共同通信のこれまでの記事を総合すると、共同も「地元同意法的要件」とは見なしていないことは明らかです。では「地元同意が必要」とはどういうことなのか？明らかにこれは地元同意を取り付けなければならない電力会社**（この場合は四国電力）**の立場を反映した書きぶりです。つまり**電力会社は「３０ km 圏自治体同意取り付け」が、現行原子力規制法体系の中で法的要件となっていることを知っている**のです。その事情はこれまで何度も引用した「2014 年１１月６日衆院原子力問題調査特別委員会」での菅直人衆議院議員の質問に対する東電・姉川尚史氏の回答に代表されます。

１９頁表１１で、私は九州電力に「地元同意は法的要件か？その場合地元の範囲は３０ km 圏自治体か？」という質問をし、九州電力広報部の担当者は、いったん「地元同意は再稼働の法的要件ではないと思う」と答えてから、回答を留保し「念のため確認させてくれ。後で回答する」としています。恐らくこのチラシの時点では「回答」は間に合わないと思います。

大胆に推測すれば、電力会社や政府は、現在の原子力規制法体系下では、第５層が成立する必要がある、第５層を成立させるためには、少なくとも法令上避難の義務づけがされている３０ km 圏自治体が、避難計画に納得・了承しておいてくれねばならない、そのための同意が必須である、「同意」は法的要件である、ことを知っていて川内原発の場合は、この手当てを行ったのだと思います。

法令上避難計画の審査権限をもたない原子力防災会議

これは単に私のあてずっぽうなのではなく、傍証があります。２０１４年１１月７日、伊藤鹿児島県知事の「川内原発再稼働同意」記者会見です。この記者会見で、伊藤氏は、避難計画にふれ、避難計画の整備が進んでいることを、縷々述べた上で、「国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ合理的なものになっていることが確認・了承されたところであります」と結論しています。

とすると、第５層の中心テーマである「自治体避難計画」の実効性は原子力防災会議が審査し、合格証を与える仕組みになっており、この合格証を得た川内原発に関する自治体計画は「具体的・合理的」であると国の機関が認めているので、事実上「避難計画」に対する同意は、３０ km 圏自治体が総合調整役を担う鹿児島県に提出している以上、すでに取り付けられていることになります。とすれば川内原発１号機は、すでに３０ km 圏自治体同意が取り付けられており、後は残る法的要件である「規制基準適合性審査合格」をまって、晴れて再稼働できる、ということになります。

だが、待ってください。**伊藤氏は「原子力防災会議が･･･確認・了承」といい、決して「合格」という言葉を使っていません。「審査」ならば「合格」です。**それが役人の言葉の使い方です。

「確認・了承」ならばそれは「審査」ではないはずです。これは単に言葉の遊びではありません。

「審査」という以上、そこには科学的・実証的な審査条項が配列され、それらに適合しているかどうかを厳密にチェックしていかなければなりません。

いい例が、原子力規制基準の「適合性審査」です。適合性審査には規制基準**（「規制基準」は俗称で正式には「実用発電炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と「実用発電炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」という２つの文書を合わせたいいかたです。合わせると A4 版 1000 頁以上になるというウンザリする文書です）**が存在し、その規制基準に適合するかどうかをチェックするから審査で、適合するから「合格」という言葉を使います。またこうした審査機能を有するから審査機関ということができます。

ここで思い出すのは、２０１４年１１月６日衆院原子力問題調査特別委員会の菅直人氏の質疑です。この時菅氏は**「自治体が策定した避難計画を審査する機関はどこか？」**という質問を出します。誰も答えようとしません。答えたくないのです。菅氏は「誰でもいいですよ」と回答を促します。すると山際経産副大臣が答弁に立って**「法令上は誰も審査することになっていません」**と答えます。 <次頁に続く>

図９　中国新聞　2015 年８月 27 日（木）16 版３面（共同通信配信記事）

伊方の避難計画「合理的」と確認
愛媛・山口・大分3県

愛媛、山口、大分3県と関係省庁は26日、東京都内で地域原子力防災協議会を開き、四国電力伊方原発（愛媛県）の事故に備えた半径30キロ圏の避難計画について「具体的かつ合理的」と確認した。政府の原子力防災会議（議長・安倍晋三首相）に近く報告し、了承される見通し。

伊方3号機は7月、再稼働の条件となる原子力規制委員会の審査に合格し、地元同意に向けた手続きなどが進められている。伊方原発は「日本一細長い」とされる佐田岬半島の付け根にあり、事故時には半島内で約5千人が孤立する恐れが指摘されている。

避難計画の対象は伊方原発の半径30キロ圏に入る住民約12万4千人。事故時の避難ルートや避難先施設を明記したほか、移動に必要なバスの台数なども盛り込んだ。30キロ圏に入る山口県上関町の離島住民約30人は町の定期船で避難する。

図 10　朝日新聞（大阪本社版）2015 年８月 27 日（木）10 版５面

5　総合5　10版　2015年（平成27年）8月27日　木曜日　朝日

半島先端部も「即避難」
重大事故時 伊方原発5キロ圏外でも

四国電力伊方原発（愛媛県）の住民避難計画について、国の関係機関や地元自治体などでつくる協議会は26日、原発がある半島の先端部を半径5キロ圏と同様に、重大事故時に即避難を始める「予防避難エリア」と位置づける避難の具体策などを確認した。原発が細長い半島の付け根にあり、先端部の住民約5千人をどう避難させるかが課題になっていた。

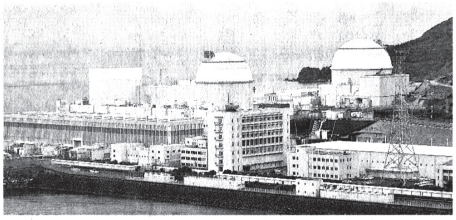
四国電力伊方原発＝愛媛県伊方町、7月撮影

国が関わる避難計画は、九州電力川内（せんだい）原発（鹿児島県）に続き2例目。避難計画は原子力規制委員会の審査の対象外だが、「自治体まかせ」との批判を受けて一昨年9月に国が支援するよう安倍晋三首相が指示。原発が立地する全国13地域についてそれぞれ作業部会が設けられ、内閣府の原子力防災部門が策定を支援している。

佐田岬半島は東西約50キロに細長くのびる。先端部の住民は陸路だと付け根にある原発に向かうことになるなど避難が難しく、孤立する恐れが指摘されている。このため、先端部は5キロ圏の外であっても、5キロ圏内（約5500人）と同じ扱いをする予防避難エリアと位置づけ、原子炉の冷却機能喪失といった重大事故時に即避難することにした。

計画では、半島を貫く主要避難路の国道が寸断される事態も想定。船で対岸の大分県や愛媛県の遠隔地へ逃げる。天候がよければヘリコプターでの空路避難も併用する。港が使えないか船の確保が難しいときは屋内退避とし、住民が先端部にとどまることも想定している。

また、予防避難エリアに自力避難が難しい高齢者や子どもらが約860人（支援者を含む）いると想定し、避難に必要なバスと福祉車両は計59台と試算。5キロ圏内は約850人（同）、52台が必要と想定した。いずれも学校や福祉施設、四電、バス会社などから必要台数を確保できる見通しとしたが、内閣府の担当者は「緊急時にどのバスをどこへ行かせるかや、（被曝〈ひばく〉を把握する）運転手への個人線量計の配布などはこれから詰める必要がある」と語る。

＜前頁より続き＞

自治体策定の避難計画は、法令上、従って実質上も誰も審査することになっていないのです。避難計画の実効性は誰も検証しないのです。

「確認・了承」で避難計画の実効性を誤魔化す

すると伊藤氏がいう**「国の原子力防災会議が･･･確認･了承した」**という話はいったいどうなるのでしょうか？法令上も、審査の形跡がないのですから実際上も、**何の意味も拘束力も持たない単なる“紙切れ”**ということになります。

ところが、この単なる紙切れを楯にとって、伊藤氏は、避難計画は認められた、30km 自治体同意は得られたとして、姶良市議会決議やいちき串木野市議会決議を無視する構えに出るのです。ところが**実際には、原子力防災会議の「確認・了承」にはなんの法的効力もなく、むしろ姶良市議会決議やいちき串木野市議会決議の方が法的効力を有するのです。**

しかし、現地でそのことを問題にする人はいませんでした。原子力防災会議の「確認・了承」が有効だと思い込んだのです。これで川内原発は「一丁上がり」です。川内原発で成功した例を次の原発でも使おうと思わないでしょうか？

次の原発といえば四国電力伊方原発３号です。確かに原子炉設置変更許可を取得したのは関西電力高浜原発３・４号で審査も、高浜が伊方よりも進んでいますが、高浜は福井地裁から「250km 圏住民の人格権を侵害する恐れあり」として運転差止仮処分命令を受けており、解除のめどが立っていませんから、再稼働できません。ですから次は伊方３号です。**（高浜原発が250km 圏住民の人格権を侵害する恐れがあるのなら、川内でも伊方でも同じく人格権侵害の恐れがあると思うのですが）**

川内原発で「30km 圏自治体同意問題」の押さえ込みに成功した原発推進勢力**（その中心は恐らく首相官邸であり、中心人物は菅官房長官でしょうが）**は、早くも同じ手を伊方原発に使おうとしています。

まとめていえば、「３０ km 圏自治体」が不安視している、苛酷事故ベント**（意図的放射能放出）**からの避難計画の実効性を、原子力防災会議は「確認･了承」することにし、「避難計画の実効性」に対する疑念を封じ込め、この観点からの「30km 圏自治体同意問題」の押さえ込みを図ろうということです。

すでに動き出している伊方原発対策

２０１５年８月２７日付けの新聞各紙は**「伊方原発の避難計画が伊方地域原子力防災協議会で了承された」**という内容の記事を一斉に掲載しました。紙幅の関係で毎日新聞**（20 頁図 8）**、朝日新聞**（21 頁図 10）**、中国新聞**（例によって共同通信配信記事です）（21 頁図 9）**の３紙しか掲載できませんが、他の新聞も一斉に判で押したような中身の記事です。

いずれも「住民の不安はつきない」「計画倒れにならないか」などと一見住民側の立場に立った記事作りのように見えながら、「伊方地域原子力防災協議会」なるものが、ベント時の避難計画を「了承し」**（毎日新聞）**、「具体策を確認した」**（朝日新聞）**という内容で、「30km 圏自治体住民」に避難計画や避難そのものに対する拒否権が存在し、その拒否権が発動されれば、「不同意宣言」と見なされ、法的に伊方原発は再稼働できない、という肝心要の一点を書き落としているのでは、結局**「あきらめてお上のいうことに従いなさい」とあきらめを促す記事でしかありません。**原発推進の首相官邸に都合のいい、「大本営発表記事」とならざるを得ません。

ここでは20頁図８毎日新聞をみておきましょう。リードで「四国電力伊方原発で事故が起きた際**（正確にはベントという人為的放射能放出時）**の防災体制が２６日の“伊方地域原子力防災協議会”で了承され、避難計画などが国や自治体の“お墨付き”を得た形になった」

伊方地域原子力防災協議会は、安倍晋三首相を議長とする原子力防災会議**（事務局は内閣府：原子力防災担当）**の下部組織です。地域原子力協議会は原発地域を中心に全国に 13 組織あります。伊方もその一つです。原子力防災会議は原子力基本法に基づいて内閣に設置された原発推進の行政機関です。伊方地域原子力防災協議会は、すべて伊方原発地域の自治体で構成されるのかというとそうではなく、「地域原子力防災協議会コアメンバー」が存在し、政府の専門家が中心に座ってすべてその決定を取り仕切る仕組みになっています。毎日新聞の記事で「避難計画などが国や自治体の“お墨付き”」と書いているのは、その意味です。**わかりやすくいうと、安倍首相の進める原発推進政策を「原子力防災」の立場から、「上意下達」形式で、地域レベルで推進していこうとするのが「伊方地域原子力防災協議会」**だということになります。

“お墨付き”で疑念を封殺

最大の問題は、**法令上も実質的にも、避難計画の審査権限・審査機能を持たない原子力防災会議のそのまた下請け機関が、「具体的かつ合理的だとして確認・了承」したところで、その避難計画に実効性があることが検証されたわけではない**、にも係わらず毎日新聞の記事は「お墨付き」を得た、としている点でしょう。実際には何の意味もないのですが、**地域住民には、「国の審査機関が厳密に審査し、OK を出した」と錯覚させる絶大な効果**を持ちます。そして**「避難計画」の実効性に対する疑念を封殺することが狙い**です。まさに川内原発で成功した方式を伊方原発でも繰り返そうというわけです。

しかし実際には誰がみても避難計画には実効性がありません。当然「大丈夫かいな」と疑念が湧きます。こうした疑念に対する回答もすでに用意してあります。それは**「避難計画にパーフェクトはない」という言い方**です。たとえば、21 頁図９朝日新聞では内閣府の担当者には「避難訓練をして実効性を検証しながら、計画を継続的に改めていく」といわせています。

まことにもっともらしい言い方ですが、この担当者は、**実効性に関し、論点のすり替え**をおこなっています。実効性に関して「科学的・実証的な基準がないではないか。まずその基準を確立して検証すべきだ」という主張に対して、「避難計画に関してパーフェクトを求めるのは無理だ。訓練しながら実効性を検証する」、**言い換えれば、実効性はやってみるまでわからない、と誤魔化している**のです。やってみるまでわからない避難計画では不安だ、少なくとも科学的・実証的に検証しようという主張に対する回答がこれなのです。でも川内原発のケースでは結構説得力をもちました。伊方でも同じ手をつかって、「自治体不同意」の動きを抑えようというわけです。

いくら原子力防災会議が「避難計画の実効性」を確認・了承しようとも、原子力防災会議にはその法的権限も機能もない

これまでの繰り返しになります。「原発 30km 圏自治体が同意しなければ再稼働できない、これは法的要件だ」―。

この単純で、また実感にもかなった命題を、原発推進勢力は国民に理解して欲しくない、このためにマスコミが大動員されている、私が被害妄想狂でない限り、この認識は正しいと思います。

国民に理解して欲しくない、では実は十分ではありません。現実に原発再稼働の足音が近づいてくるにつれ、地域の避難計画は役に立たないことを、地域に暮らす地元３０ km 圏住民は、地元の人間にしかわからない実感で敏感に感じ取り、不安が大きくなっていくからです。この時**３０km 住民は、「避難しない」「避難計画はデタラメで役に立たない」「再稼働反対だ」と政治的意思表示さえすれば、その瞬間、原発は再稼働できなくなります。**（残念ながら現行原子力規制法体系のもとでは、この権利は原発30km 圏住民にしか与えられていません）

しかし多くの３０ km 圏住民にはその認識もなければ、政治的意思表示手段の研究すらできていません。**原発推進勢力の立場に立てば、３０ km 圏住民が自分たちの権利に気づく前に素早く再稼働してしまわなければなりません。**それには「避難計画に対する不安や疑念」を押さえ込んでしまわなければなりません。そのために、伊藤鹿児島県知事が実行したように、原子力防災会議が使われます。すなわち「原子力防災会議は、当該原発地域の避難計画が、具体的でありかつ合理的であることを確認・了承する」という“お墨付き”（毎日新聞）です。しかし、**原子力防災会議には避難計画の実効性を審査する法的権限も機能もありません。ましてや“お墨付き”与える立場にはない**のです。防災会議の下請け機関たる地域防災協議会に至っては、「地域防災計画・避難計画の充実化を支援する」存在に過ぎません。（表 12 参照）

自治体の避難計画の実効性は、自治体自らが検証し判断するしかないのです。この単純な事実をここで確認しておきます。

表 12　内閣府原子力防災担当の役割

地域防災計画・避難計画策定支援

・・・原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域を設定する都道府県及び市町村においては、地域防災計画の中で、当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を定めることとなります。

内閣府原子力防災担当では、**地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する都道府県及び市町村に対する支援を行っています。**

地域原子力防災協議会の取組

平成 25 年９月３日の原子力防災会議で、避難計画作成を支援する方針が決定されました。内閣府原子力防災担当では、同方針に基づき、原子力発電所がある地域毎に 13 の地域原子力防災協議会を設置し、**関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する取組**を行っています。

（※赤字は当方の強調）

【参照資料】内閣府　原子力防災・地域防災計画・避難計画策定支援
http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/index.html

しつこいようですが、住民の生命、健康、身体、財産を守る第一義的責任は自治体にある

伊藤鹿児島県知事は、川内原発再稼働同意表明記者会見で「万が一事故が起きた時には国が責任をもって対処する」ことが明確にされた、ことを同意理由の一つに挙げました。ならば原子力災害対策特別措置法がそのように書き直されてから、伊藤知事は川内原発再稼働同意表明を行う慎重さを持ち合わせているべきでした。法律になんと書かれているか？

原子力災害対策特別措置法と災害対策基本法が都合よく折り重なっており、国の責任、道府県の責任、市町村の責任がわかりにくくなってはいるのですが、両方を合わせ読むと、**国の責務として「防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」**と規定されているに過ぎません。（表 13 第四条及び表 14 第三条の第１項参照）

なにかといえば前面にしゃしゃりでる鹿児島県、島根県、愛媛県、福井県など原発立地道・県ですが、原子力災害対策特別措置法での位置づけは、**「その区域内の市町村及び公共機関・・・事務または業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務」**を有するに過ぎません。（表 13 第五条及び表 14 第四条第１項参照）

それでは**市町村**はどうかというと**「当該市町村の地域に係わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」**（表 13 第五条及び表 14 第五条第１項参照）と位置づけられています。つまり法令上、避難計画を作成しこれを実施する、**「住民の生命、身体、健康、財産の保護」に責任を有するのは、国でも都道府県でもなく、当該市町村**なのです。ここでこの単純な事実をここで確認しておきます。

表13　原子力災害対策特別措置法　抜粋
（最終改正：平成二六年一一月二一日法律第一一四号）

（国の責務）
第四条　国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての**災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。**

（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、**原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、**原子力災害についての**災害対策基本法第四条第一項 及び第五条第一項 の責務を遂行しなければならない。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html

表14　災害対策基本法 抜粋
（最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号）

第三条第１項
（国の責務）・・・組織及び機能の全てを挙げて**防災に関し万全の措置を講ずる責務**を有する。

第四条第一項
（都道府県の責務）・・・その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する**防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務**を有する。

第五条第一項
（市町村の責務）・・・当該市町村の地域に係る**防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務**を有する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html

原発再稼働に関し、国民の正しい理解と議論の深まりを妨げる原子力規制委員会

最後に原子力規制委員会（原子力規制庁）のあり方についてやはり厳しく批判しておかねばなりません。規制委はフクシマ事故に対する、原発推進勢力内部からの深刻な反省から生まれたはずです。**規制委自体が原発推進行政機関であることは明白**でしょう。というのは私のような「反原発論者」からみれば、原子力規制委員会は全く必要がなく、日本には**「原発廃炉・核施設廃止規制委員会」**があれば十分なのですから。

フクシマ事故の深刻な反省の一つに、原発に関する議論の深まりを避け、一部専門家が情報と知見を独占し、国民一般がこの問題に参加することを排除してきた、平たくいえば騙してきた点があげられます。なにしろ小泉元首相ですら「オレはダマされていた」というぐらいです。

原子力規制委員会はこうした反省から生まれたものと解釈することができます。

2011 年 3 月 30 日、フクシマ事故直後に公表された、「原子力の平和利用を先頭だって進めてきた者として今回の事故を極めて遺憾に思うと同時に国民に深く陳謝いたします」という書き出しで始める『原子力専門家の緊急提言』に、「前原子力委員会委員長代理、元日本原子力学会会長」の肩書きで名を連ねた田中俊一氏が、初代原子力規制委員会委員長に選ばれたのは決して偶然ではありません。

フクシマ事故後、日本で原発推進を行うものは、「今回の事故を極めて遺憾に思うと同時に国民に深く陳謝いたします」という姿勢をもった人間でなければ、国民は納得しません。

田中氏がよくいうように**「原発への理解が得られなければ、国民のみなさんがいいよ、といってくれなければ、日本での原発の再稼働はむつかしでしょうね」**という通りです。

そして**そのために原子力規制委員会が作られたはず**です。**原子力規制委員会設置法第 3 条「国民の生命、健康の保護」**を任務の一等最初にもって来なければならなかったゆえんです。**（表 16 参照）**また、「一部専門家が情報と知見を独占し、国民一般がこの問題に参加することを排除してきた」ことへの反省から設置法**第 25 条「国民の知る権利の保障に資するため･･･情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない」（表 16 参照）**と書かざるを得ませんでした。

「国民の知る権利の保障」とは、国民が原発を巡る状況を深く理解する権利の保障を含むはずです。でなければ知る権利の保障とはなり得ません。「知る」とは、単に知識のことだけではなく、認識、知見、見識などを含むはずだからです。

事故から４年経ち、特に２０１２年１２月安倍自公政権が誕生してから、原発推進・事故前回帰の潮流が強まってきました。それとともに規制委も『原子力専門家の緊急提言』で示された深刻な自己批判と謝罪の気持ちを忘れたかのようです。平たくいえば、**国民をダマしてでも原発再稼働に引きずっていこうとする動きに荷担するようになった**のです。

直近の例では、規制基準適合性審査に合格とは、使用前検査合格までの一連の作業の終了を指す言葉であるにもかかわらず、**原子炉設置変更許可取得で「審査合格」と書き立てるマスコミになんの注意も警告も与えなかった**こと。さらには**川内１号機検査原子炉起動を再稼働と書き立てるマスコミに何の注意も与えなかった**ばかりか、**マスコミと明らかに結託して日本の社会に「原発再稼働ムード」をかきたてようとする傾向**すら見られます。**（表 17 参照）**

これら一連の出来事は確実に規制委に対する国民の信頼性を失わせ、規制委は、やがて日本における原発の「墓堀人」になってしまうことでしょう。お上にダマされやすい、忘れっぽい日本国民にも、その限度があります。**国民の、原発に関する「知る権利」を保障するのは規制委の任務**です。それを怠りつつあることをこのチラシで厳しく批判しておきます。

表 16　原子力規制委員会設置法　抜粋
最終改正：平成二五年一一月二二日法律第八二号

（任務）
第三条　原子力規制委員会は、**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため**、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

（情報の公開）
第二十五条　**原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない。**

【参照資料】http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24HO047.html

表 17　哲野と原子力規制委員会広報担当者との電話でのやりとり（2015 年 8 月 17 日）

哲野：田中委員長や規制庁の松浦総務課長などがよく言われるたとえば「規制委は再稼働を審査しない」とか、「国民の皆さんが理解してくれないと再稼働というのはなかなか難しいでしょうね」という時の**「再稼働」はどういう意味あいで使われているのでしょうか。**

担当者：一般に言われていることは、原子炉を起動して臨界に達することを再稼働と呼んでいるようです。

哲野：それは、マスコミの再稼働の定義じゃないでしょうか？たとえば九州電力は再稼働に別な定義を与えています。川内 1 号機が並列状態になったのは、14 日でしたでしょうかね？つまり、発送電を開始したと。この時を九電は「再稼働した」と呼んでいましたよ。

担当者：少々お待ちください。**（30 秒くらい待たされる）**お待たせしました、**田中委員長がどういう意味合いで再稼働を使われたのかは、ご本人に聞いてみないとなんとも言えません。**

哲野：ん～それは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。私は原子力規制委員会が前の原子力安全委員会に比べて、情報提供しようと、透明性を保とうとこういう努力をされているのを実は非常に高く評価してるんですよ。原子力規制委員会設置法に透明性を確保しなければならないとあることも理由なんでしょうけど。その趣旨からすれば委員長が言ったことは委員長に聞いてくれ、というお返事ではちょっと納得しかねますね。**広報部としたら規制委員会全体の言動について国民に積極的に知らせ、説明していくという役割を担っていると、こう考えているんですが**どうでしょうかね。

担当者：・・・。わかりました。委員長にその意味合いを確認して、ご連絡いたします。

哲野：ありがとうございます。いつ頃になりましょうか？

担当者：ここのところ、混み合っていますので、今いつとご返事できませんけれども、出来るだけ早くということでよろしいでしょうか？

（しばらくして電話あり）

担当者：原子力規制委員会としては、再稼働という言葉に対して明確な定義を与えておりません。どういう意味あいかですが、相手の質問の意味はだいたいわかりますから、**相手の質問にあわせて再稼働という言葉を使っています。**

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑動画（この検索語ですぐにヒットします）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められている**と、こういう理解を私はしているんですが。委員長、そういう理解で間違いないでしょうか？

原子力規制委員会委員長　田中俊一：ご指摘の通り、間違いありません。

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方でですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言って頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいと言う風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。**（当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している）**

現在、炉規制法等**（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）**、原子力災害対策特別措置法**（『原子力災害対策特別措置法』が正式名称）**に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電　姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてしまいました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは。はっきり答えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては“**（責任は）**ない”ということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんですよ。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも２つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。
（すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が５段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。**（原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、10 頁表 8 参照のこと。田中氏は４層までは規制委の規制範囲だが、５層は範囲外である、と述べている）**

その４段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、そこの地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。**（避難計画など防災対策を）**自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の**（法律上の）**体系だと。**５層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だ**と。そういう理解ですか？

＜次ページに続く＞

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは**地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定め**であろうかと思います。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体が持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣　山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体が作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体が作ることを否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということを、**法令上審査をするということにはなっておりません。**

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。**（菅氏は、深層防護５層のうち、４層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の５層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）**

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、姶良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例え駄目だと言おうとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよね。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままでやることができるんですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、**我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。**従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来れていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができているんではないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体がですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体**（直接立地自治体と言う意味）**だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんではないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。**地域防災業務計画は 30km 圏**のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない。**そういう理解でいいんですね？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではないと。**再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。**（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない＝30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）**

菅直人：大変重要な回答を事業者からいただきました。何故こういう事を言うかというと、一部にですね、規制委員長もよくおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？というと、いやそれはちょっと、国会では言えませんと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということを言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思います。**以上で終わります。

（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）

別紙２　2014 年 11 月 7 日 鹿児島県知事　伊藤祐一郎氏　記者会見発言　抜粋

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日　記者会見動画（全録）<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>
テキスト起こし <http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart_sendai_ito_20141107.html>

安倍政権の国策に沿って再稼働判断をする伊藤知事

伊藤祐一郎：・・・川内原発１・２ 号機の再稼働について後で述べます**諸般の状況を総合的に勘案をいたしまして、川内原発１・２ 号機の再稼働については『やむを得ない』と判断**をいたしまして、まず九州電力株式会社に対しましては安全協定に基づく事前協議に了承する旨の文書を発出いたします。

また国に対しましては 9 月 12 日付けの経済産業大臣からの要請文書にお答えする形で原発再稼働を進める政府の方針を理解する旨を経済産業大臣にお伝えしたいと思います。

皆様方ご承知のように私はこれまで原子力発電所につきましては、まず安全性の確保が大前提でありまして、**川内原子力発電所の再稼働につきましては、国が安全性を充分に保障**いたしますと共に公開の場で住民の方々に充分な説明を行った上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長、及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断すると申し上げて参りました。

このたびの県議会臨時会におきまして、丁寧な御審議の上、県議会の御意向が示されましたので、この一連の過程がほぼ整いました。本日、従いまして本日、今述べたような判断をいたしました。

経済産業大臣の再稼働要請を最優先

以下、判断に至った経緯等についてご説明をいたします。

まず、**第一に、政府の方針**についてでありますが、当時の小渕優子経済産業大臣から私宛に平成 26 年 9 月 12 日付けの文書で、今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について理解を求める文章を頂き、その中でまず、エネルギー政策上の原子力発電所の必要性、2 番目といたしまして、川内原子力発電所の再稼働の前提となる安全性の確保が確認されたこと、3 番目といたしまして、万が一、事故が発生した場合には、国が責任を持って対処するということについて、政府の考えが明確に示されたところであります。

さらに 11 月 3 日でありますが、宮沢洋一経済産業大臣が鹿児島に来られまして、私や池畑（憲一）議長など、県議会の関係者に面談をしていただきました。その席で 9 月 12 日付けの文章を確認していただくと共に、**我が国のエネルギー情勢やエネルギー政策、それから川内原発の再稼働を進めるという政府の方針について説明をいただいた**ところであります。

第二に安全性の確保についてでありますが、川内原子力発電所につきましては、原子力規制委員会において 1 年以上の期間をかけて新規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る 9 月 12 日に審査書が決定をし、**新規制基準に適合するとして原子炉設置の変更許可が出された**ところであります。

また、田中委員長は国会で世界最高水準の安全性は担保されたと発言されており、**私としては原子力規制委員会により安全性が確保されることが、確認されたと考えております。**

・・・**第四に立地自治体の意向**についてでありますが、立地自治体であります薩摩川内市の市議会におきまして、去る 10 月の 28 日に、再稼働を求める陳情が採択されますとともに、岩切市長から川内原子力発電所の再稼働を進めるとされた政府の方針につきまして、立地自治体として理解することと判断する旨の意向が示されたところであります。

第五に避難計画の整備についてでありますが、関係九州におきまして避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。医療機関、社会福祉施設につきましては、原発から 10km 圏内の避難計画につきましては終了いたしております。10km 以遠につきましては原子力防災、避難施設等調整システムを整備をいたしまして医療機関等の避難先の整備にも活用することとするなど地域防災の整備が進められているところであります。またこれらにつきましては、**国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承された**ところであります。

適合性審査合格前に、適合性審査結果の説明会？

第六に最も重要な住民の理解についてでありますが、今回、避難計画の説明会を計 25 回実施いたしますとともに、新規制基準の適合性の審査結果につきましては、原子力規制庁の職員から計 5 回、直接関係住民にご説明するなど、類似の説明会を開催したところであります。また審査結果の説明会についての参加者等から、質問・要望等が多かったテーマであります、避難計画やエネルギー政策などの項目につきましては、補足的に説明する追加の説明会を実施をいたしました。これらの説明会は概ね静粛に行われておりまして、住民の理解の向上に寄与したと考えております。さらに 30km 圏内の全所帯に審査結果についての説明会資料やご質問への回答を配布したところであります。
まぁ、今後ともあらゆる機会を捉まえまして、さらに住民の理解が進むよう進めてまいりたいと考えております。

第七に、我が国のエネルギー政策に占める原発の必要性についてであります。国は平成 26 年 4 月 11 日にエネルギー基本計画を閣議決定いたしました。原子力発電所につきましてはその安全性の確保を大前提に、**我が国にとって低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考え**が示されております。
・・・以上が私の今回の再稼働についての基本的な考え方であります。

地元同意は再稼働の法的要件ではないとする伊藤氏

また皆様方からご質問等いただきたいと思います。

司会：はい、まず最初に県政記者クラブ幹事社の方から質問をお願いいたします。

MBC 南日本放送　ジョウコウジ:えー幹事社の MBC 南日本放送のジョウコウジです。川内原発の再稼働については「止むを得ない」ですとか、あるいは「政府の方針を理解する」と、こういった比較的ソフトな表現かなと思うんですが、ま、これは、今日の県議会の採決でも反対派の方がたくさん押し寄せたり、あるいは県民の意見が二分するような大きな問題であったということもあると思うんですが、そのあたりの影響っていうのはあるんでしょうか？

伊藤祐一郎：あの～、原子力発電所につきましては、色んな意見の方がいらっしゃいます。賛成する方、反対する方、色んな方がいらっしゃいますので、一律的に賛成という立場はなかなか取りにくいのかな、と思います。ただ、私としては、諸般の情勢、先ほども言いましたような諸情勢でありますが、それを総合的に勘案いたしますと、ま、やはりあとしばらく、**当分の間は原子力発電所の活用をせざるを得ない、と考えておりまして、ま、そういう意味でやむを得ないという言葉を今回は使わせていただきました。**

朝日新聞　コイケ：朝日新聞のコイケと申します。まず一つお伺いしたいんですけども、この**地元の同意手続きっていうのは法的な、法的に定められた中身っていうのはない**んですけども、今回のこの知事の

<次ページに続く>　※赤字は当方による強調

<前ページより続き>
「やむを得ない」という、あと「理解する」というところをとって、「知事が再稼働に対して同意した」という風にみてもよろしいですかね？

伊藤祐一郎：同意というのは法的な要件になっていないというのを考えると、必ずしも同意という言葉で整理しなくてもいいと思いますが。先ほども申しましたように川内原子力発電所について九電に対しては事前協議に対して「了承」、そして国に対しては「理解する」という言葉を使いますので、ま、そういう意味で今回は「やむを得ない」という言葉を使ったということでありますね。

鹿児島県民に考える時間を与えない

毎日新聞ツシマ：毎日新聞のツシマです。**あ、お疲れ様です。**と、同意書…審査書がですね、確定してからですね 2 か月という期間を、非常に急いでいるんじゃないかという声が県議さんの中からも聞こえたんですが、知事のその見解とですね、この同意に至るまでのですね、プロセスが今後例えば他の、審査に合格してくる原発が出てくるだろうことが予想されるなかで、**他の立地自治体、他府県にですね、どういう影響を与えるか**という知事のお考えをお聞かせください。

伊藤祐一郎：えーあの、同意のプロセスが拙速ではないかという批判は当然にあるかと思います。が、私の頭の中では3期目の選挙をやった、2 年ちょっと前からのテーマでもあり、県議会等々でもずっとその質問を受けてまいりました。そしてまた審査書が出されてからも 1 年以上の年月が経過しておりまして、その間もずっと今回の審査書が出てきた後の事態をシミュレートしています。従ってその後、ま、住民説明会等々の対応を取ったわけであります。ただ、極めて内容が専門的なので、まずは避難計画から入ろうということで避難計画は 25 回開催させていただきました。そして 5 回にわたる説明会。これも一般的に公募してるんでありますが、ま、なかなか、その、人が集まらないとか、充分に会場が埋まらないという事情がございました。ただ、我々としては、今の諸手続きの中で、考えられる最高の説明会は、最大レベルのですね、持ったと思います。そして余所のところでこのような説明会が出来るかというと、私は必ずしもそんなに簡単に行かないのかなと思ってます。**相当な根回しをした上で、相当な準備をして臨んで**ますので。簡単に説明会ひとつとっても出来るわけではありません。そういうのを重ねながら、今回の結論に到達したということでもありますので。**いったん手続きが進みますと、私は拙速を厭わず、的確に、迅速に進める**というのが、私の行政の哲学でもありますので、その際は県議会に参る形でお願いをして、迅速な決議を取らさせていただきました。**実は色んな周りに色んな動きがありますので、**やはりここは**あまり時間を置いて判断すると、かえって色んな事態が招来する可能性もある**ので、やむを得ないのではないのかなと思います。従って先ほどの、他の原発への影響はどのようなことを考えているの、という質問なんですけど、**一般的に先行事例になるのは確かなんでありますが、鹿児島と同じような形では私は出来ないと思って**まして、それぞれの地域ごとに、その地域において一番適切と思われる判断をなさるのがいいのかなと思うんですね。ただ非常に一般の説明会とか、そういうのは当然要請されるかと思いますが、それはそれぞれの地域地域で知恵を出して、一定の結論に到達していただきたいと思いますね。

（西日本新聞　ユノマイの質問に答えて）

伊藤裕一郎：・・・それから色んな批判もいただきました。避難計画が不十分でありますとか、同意の範囲とか。ま、これも幅広く斟酌しなきゃいけない面もあるんでありますが、避難計画等については私は鹿児島の地域は、ある程度スムーズに進んでいると思っているんです。と言いますのは、今回の避難計画、避難計画に基づきまして、極限られた分野、要援護者の支援計画等ですね。これも来年の 2 月くらいまでには出来上がるのではないかと思いますので、フルバージョンで一応、避難計画は出来上がります。その次はその実効性であります。実効性について、その一見、交通の問題とか、それから収容施設の問題等指摘される方がいるんでありますが、私はそこはですね、我が国は色んな災害等々多発する地域であり、結構その先行事例持ってます。

川内原発の放射能放出からの避難はマイナーな話？

この前のあの**広島の、大水害の時に、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。そしてすぐ、的確な避難に導いたのではないかと思いますが、これからたぶん、その原発等々の事故が起るとですね、そういうことであって、あんまりその、手段でありますとか、マイナーな話は私はあんまり心配する必要がない**と思います。

何よりも、**実は避難するのに、相当の時間、時間的な余裕**があります。これは今回の審査、規制委員会等の審査を受けた、で、合格した原発が、どういう形でその後、炉心等々が変化するかっていう時間軸で追っていくと、実はけっこう時間があるので、ま、そういう意味でゆっくり動けばいい。

はたまた、もう一つは、実は、ちょっと専門的な話になって恐縮ですが、ま、要するに今回の制度設計というのは **100 万年に 1 回の事故を想定するわけですよね。そしてその時は 100 テラベクレル。**それが同じ条件で同じうような事故が川内に起こった時にどうなるのかっていうのは、実は５．６テラベクレル。そうすると炉心から５．５キロのところは毎時５μシーベルトなんですよね。**５μシーベルトというのは、２０でもって初めて避難ですから。動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという。そのレベルの、実は、放射能しか、人に被害が起こらない。５μシーベルトというのは一週間ずっと浴び続けて胃の透視の３分の１ぐらいの放射能**ですね。実はそこまで追い込んだ制度設計をしているので、時間もあるし、避難計画が実際にワークする、そういうケースもほとんどないだろうし、まずそれがたぶん、あと川内原子力発電所１０年、そうすれば止まるかもしれませんが、において考えると、だいたいそれでカバーできるのかなと内心思ってます。

「姶良市はわずか 11 人の反対」問題にならない？

それと同意の範囲。従って同意の範囲も、従来のスキームで良いと。ありとあらゆる、その、今まで、議論をしてきました。その立地の市町村、立地の市、ないしは県は。相当な知的集約もあります。ですから、それを一律に拡大すると、きわめて**原子力発電所について理解の薄いところ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではない**と私は思うんですよね。

UPZ、**11 人ですよね、姶良市。あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。（笑いながら）そういう事が起るんですねぇ。**じゃ廃炉決議を 11 人の UPZ のところがしたからといって、廃炉するのかねっていう、そこのところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては従来からの蓄積もあり、**ま、鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう。**そしてそれは九電の社長さんが全部の首長さんを回りましたときに、だいたい首長さんレベルはそれで…それでご了解を頂いてると思うんですよね。そこはだから皆さん方の個別の取材と、実際にその社長さん市長さんとの会話、私と市長さんとの会話等々は若干ずれてるテーマではないかと思いますね。

※赤字は当方による強調